

命が相当出てまいるということになるわけでござります。今度の改正におきましては、そのうち生保険金についての非課税限度だけを五十万円から百万円に引き上げるということにいたしましたので、これも生命保険金を幾ら受け取るかということによって課税最低限といふものは動いていくわけでございます。標準的な場合でありますんで、課税最低限がそれによって動くという考え方とはとつておりません。課税最低限は普通の場合五百萬、そのほかに死亡退職金とか生命保険金がございますれば、もっと今まで課税にならない、こういうことでござります。

○横山委員 その生命保険については、三十六年

の答申はこういっておるのであります。「次に、生命保険金の非課税の限度額の引上げについて検討を行なつた。昭和三十五年度において死亡を保険事故として支払われた保険金額をみると第百五表のとおりその支払金額は一作当たり八万円であ

ます。相続税を課税いたします場合に、一般的の非課税限度を引き上げるべきか、それとも生命保険金とか退職金といったような、死亡を要因として給付されるものについての特別控除を引き上げるか、これはいろいろ議論のあるところでござります。税制調査会におきましては、昭和四十年度の税制改正に際しましては、いろいろ相続税について検討を行なつたのでございますが、相続税につきましては、夫婦間の贈与の問題であるとか、あるいは所得税の税率との関連において相続税、贈与税の税率はどうあるべきか、そりやった問題について根本的に検討すべき点があり、今回の相続税の改正については手を触れないということです。税制調査会としては、今後そりやった点を十分検討して、しかるべき機会に相続税の改正を行なうという態度でおつたわけでございます。

る。 すなはち、死亡を保險事故として支払われる保険の新規契約件数をみると第百六表のとおり五十五円以下の契約件数は全体の九一・二%となってい

る。

このよきな状況において生命保険金の非課税限度を引き上げることは、大口契約者のみに有利となるので、中小財産階層に対する相続税の負担の軽減は、相続税の遺産に係る基礎控除を引き上げる方法がより直接的な効果をもたらすという意旨が多く、生命保険金の非課税限度の引上げを行なうことは適当でないと考えられた。」この理論といふものは、今日においても数字上は妥当ではないかと私は思うのですが、この当時の答申に盛られた考え方をくつがえすだけの積極的理由はどこにあるのですか。

○泉政府委員 生命保険金の最近における一件あたりの金額は、當時八万円でございましたが、これが十万四千円に上がっておりまます。なお、そのうち民間の生命保険会社による保険の場合には、平均が二十四万八千円に上がつておるわけでござい

出しをしていないわけではないので、平素から貢献分たちが仕事しておって、こういうことが妥当であると考えるならば、言う機会は幾もある、反映する機会は幾もある。それにもかかわらず、調査会がそういう結論を出したものを、本年は目送ると結論を出したものを、あってつく返してこの非課税限度を引き上げなければならないといふ積極的理由が私にはわからぬ、こう言っている。そこでいろいろ邪推が生まれる。われわれが答申の問題について尊重をしろという基本的な態度といふものと、あなたのほうが答申をどういうふうに受け取るかということについては、私は、常に疑問がある。答申といふものを自由に政府が考案されることは、説得力が非常に少しない。この点はあらためてもう一度御意見を伺いたいと思います。

の際におきましたて、御承知のように少額贈与の範囲は、課税限度を五十万円から百万円に上げるということになったこと。それから昨年の改正で簡易生保と併せ保険の限度が百万円に引き上げられておりますと。それからこの相続税の生命保険金の非課税限度を五十万円にするというのは、昭和二十九年決められまして、それ以来すでに十年以上を経過しております。こういった点からいたしまして、この際、生命保険金の非課税限度を五十万円から一百万円に上げることはどうかということになりまして、今回このよくな改正を行なうことに相なったものでござります。

○横山委員 私は、この相続税の今回の改正をすることについての妥当かいかないかという問題のはまつたところ、一つ、常に主張しておりますのは、税制調査会の答申が格別な違法性ないしは適当でないという積極的な理由がない限りにおいては、尊重すべきだという立場を終始一貫をしておるのであるが、この生命保険金の非課税限度を引き上げるということについて、あなたの方も別に調査会に頼

ら、先ほど申し上げましたように、税制調査会としては、相続税については基本的な問題があるのですで、そういうた生命保険金の問題だけを取り出してやるよりはむしろ、基本的に相続税の基礎控除はどうあるべきか、税率構造は所得税との関連においてどうあるべきか、夫婦間の贈与については、各国の夫婦財産制との関連及びわが国の民法の夫婦財産制との関連においてどういうふうにすべきであるか、そういう基本的な問題をもつと検討しなければならないのであって、昭和四十年度のように自然増収のきわめて少ない段階においては、たとえわずかであっても、そういうたよなう減税はこの際は取り上げるべきではないというのが、税制調査会の態度であつたわけでござります。

りはないのですござります。しかしながら、政府をつくる段階におきましては、各方面の意見をうなづかなければならぬといふいろいろな事情ござりますので、必ずしも税政調査会の答申どおりそのまま実現するということは、これはなかなか期待できないことがあるわけでござります。ういた点、私どもいたしましては、いわばにはさまれて、はなはだぐあいの悪いことが起まして、まことに弱っているわけでござります。これはしかし結局、関係の方々ができるだけ税調査会の答申を尊重するという立場で考えていいだかなければならぬことと考へておるのでござります。

○横山委員 あなたの説明が私は不十分だと思います。これを改正するということが必要である、ということは、調査会に参画をしておる當時からさせられて、それを意見開陳をしたことがあるのであるかどうか、伺います。

○泉政府委員 問題点といたしましては、税制調査会におけること、ござります。(かしこ)

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

それが税制調査会がどうしてもいかぬといふ否定的な意見があつて、そしてしかしそれでもなおかつこれが必要だとするならば、いま少し積極性のある、説得力のある理由を言わなければならぬ。税制調査会が否定をした理論が間違つておるといふ点についてあなたのお話をきかわめて説得力がない。重ねて、なぜ今日において非課税限度を引き上げなければならないかといふ積極的な理由を簡明におつしやつてください。

○泉政府委員 これは先ほど申し上げましたように、この非課税限度は昭和二十九年に定められまして、以来、十年余を経ておるということ、それから、少額貯蓄の非課税限度が元本五十万円から百万円に引き上げられたこととのバランスの関係、及び简易生命保険につきまして募集の限度が五十万円から百万円に昨年引き上げられていることとのバランスの関係、こういった種々のバランスの関係から、今回引き上げようということになつたのでございます。相続の場合の死亡を原因とする保険金の給付額自体はいま少ないのでござりますが、結局、こういうふうな非課税限度が引き上げられますと、それを目途といたしまして、今後生命保険の契約がそういう額に上がつていくことを期待されるわけでございまして、その限りにおきましては、こういう引き上げの効果は、すぐあらわれるというよりもむしろ、いまそういうことで生会保険金の契約高が上がって、それが今後死亡した際に効果としてあらわれてくるというのでございまして、やはり五十万円に押えておきますと、五十万円以上の生命保険金の契約というのはなかなかできにくい。それを、限度を引き上げることによつてその後死亡いたしました場合に効果があらわれてくる、こういうものでございまして、いま支払い金額が比較的少ないから上げぬでもいいといふわけにはなかなかいかない。ただ、それをいつ上げるのが望ましいかということになりますと、それはいろいろ御意見のあるところである

うと思います。税制調査会のように、この際やるべきだといふ考え方もありましようし、まあ減税額がわざかだからこの際ほかとのバランスからいつて上げておいたほうがいいという考え方も、私は両方成り立つ得るのではないか、かように考へるのでございます。

○横山委員 次に、この改正の第三条の第一項第一号「被相続人の死亡」に因り相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡）に伴い支払われるものに限る。」を取得した場合においては、「として「偶然な事故に基因する死亡」に伴い支払われるものに限る。」というカッコを入れた理由は一体どういうわけですか。

○泉政府委員 従来、この非課税限度の中に入ります生命保険金につきましては、生命保険契約にかかる保険金といふことに相なつておつたわけでございますが、御承知のとおり、最近は生命保険と損害保険の分界がややいまいになりまして、損害保険の場合は、家屋とかの損害保険を契約する際、それからまた自動車について損害保険を契約する際などにおきまして、その損害の際に死亡保険金を同時に特約する事例があつてまいりましたのでございます。そこで、今回の改正におきましては、そいつた損害保険につきましては従来非課税になつておるのでございませんけれども、死亡を原因といたしまして損害保険の特約に基づいて保険金を支払われる、しかもそれは特約に基づいておるというような場合におきましては、それは

○横山委員 「偶然な事故に基因する」ということは、まさに入れた理由はどういう意味か聞いておるわけでございます。同時にそれは損害保険契約だけにかかるカッコ書きであるかといふことを聞いておるのです。

○泉政府委員 損害保険契約の場合にかかるのでございまして、御承知のように損害保険につきましては死亡保険金の特約がございますが、その場合その特約は偶発的な事故に基因して死亡した場合に死亡保険金を支払う、こういうことになつております。そこで、ここでそういう損害保険契約の保険金のうち、そういう死亡保険金についてだけは、こういうことを言つておるのでございます。

○横山委員 損害保険契約の死亡は偶然的な事故に基因する死亡に限ると保険条項になつておる、こういうわけですか。それならばここへ書く必要はないではないかといふ意見です。

○泉政府委員 お話のとおり保険契約におきましてそういうふうになつておるのでござりますが、そこでは死亡保険金以外に入つてくるものがございりますので、ここではカッコを入れまして死亡保険金だけに限るのだという趣旨をあらわしたのでござります。

○横山委員 偶然的な事故に基因するという限定をした理由が私にはわからぬ、こう言つているのです。つまりそれは自殺はだめだ、こう言つていませんので、ここではカッコを入れまして死亡保険契約に基づく保険金のうちすべてをそぞれにいたしましたのでございます。

○泉政府委員 私も生命保険の制度はそれほど詳

よりももつと基本的な問題を処理した上でやるべきだといふ考え方もありますようし、まあ減税額

がわざかだからこの際ほかとのバランスからいつて上げておいたほうがいいという考え方も、私は両方成り立つ得るのではないか、かように考へるのでございます。

か。

生命保険と損害保険の両方にかかるカッコです

のときは払わないことになつておると思いますが、ここで偶然な事故に基因するというのはもちろん損害保険の場合にだけしか限つておりませんが、それは損害保険といふのが家屋が火災によつて損害を受けたという場合に損害保険金は払うわけですが、それを生命保険といふのが死んだとか、大きなかがをしたといふような場合に特約があるわけでございます。この場合相続財産の中に入れましたして、御承知のように損害保険につきましては死亡保険金の特約がございますが、その場合その特約は偶発的な事故に基因して死亡した場合に死亡保険金を支払う、こういうことになつてあります。そこで、ここでそういう損害保険契約の保険金のうち、そういう死亡保険金についてだけは、こういうことを言つておるのでございます。

か。

○横山委員 「偶然な事故に基因する」ということは、まさに入れた理由はどういう意味か聞いておるのです。

○泉政府委員 これは損害保険契約だけにかかるカッコ書きであるかといふことを聞いておるのです。

か。

○横山委員 「偶然な事故に基因する」ということは、まさに入れた理由はどういう意味か聞いておるのです。

か。

○横山委員 「偶然な事故に基因する」ということは、まさに入れた理由はどういう意味か

○横山委員 答弁が不十分でございますから、あとの質問に移りますがひとつ至急確かめてください。偶然な事故に基因するということをここに特に入れなければならぬ理由があるならば、なぜ一体両方に、生命保険のほうにも書かれないのかという点について、法文上おかしい。次の質問に移りますが、それをひとつ確かめてください。

それから次は大阪高裁が、このほど生命保険金を受け取りの単なる名義人に対する者に対し課した贈与税の課税は違法である旨の判決を行ないました。御存じだと思いますが、関係の方どなたか呼んでいただけますか——ただ問題の焦点はやはり税金に關係するわけでありますから進めますけれども、相続税法第五条第一項、今度は改正になつてないと思うのですが、「他人の保険料の全額を負担した生命保険契約の満期により保険金受取人が保険金を取得した場合には、その保険金は保険料の負担者から贈与されたものとみなす」とを規定している。しかし、この判決では「保険契約上の受取人即ち名義人が、常に右法条の受取人と解することはできない」とし、「保険契約者が保険契約の表面上、家族等を自己自身を示す氏名として用いることは往々にしてみられるところであるから」、「国の課税処分は、税負担者の生活關係の真相を調査してなさるべきであって、單なる外形、表面的事実のみで、全く實質を伴わない財貨の移動現象等を促えて輕々に課税すべきでないことは實質課税の建前上理の当然である」こう判決をしているわけであります。これは私は、重要かつ影響力の大きい判決であると考えられるに当たつてもこの判決を参考にしてやざるを得ないというふうに思っております。

○横山委員 たとえば私が小さい子供に保険をかける。私が契約者で子供が受け取り人である。子供がそれによって保険金をもらつた。けれども、実質上は私が子供の嫁入り支度その他に使つて、その荷物を子供の嫁入りにやつた、こういう場合には、事実上、私が契約者であり、かつ受け取り人であるから、娘に対する贈与とはみなさない、こういうことになると思うのであります。また私のはいま八十でありますけれども、その母が保険金の受け取り人であつても、事実上私がやつているのだという説明がつけば、これは贈与とみなされない。その判断、いうものはまことにむずかしいと思うのです。したがつて国税庁としてこの判決を尊重し、実質課税の原則をとる上において、ます形式論上の受け取り人に贈与されたといふ先入主を持つてかかり、そしてそうでないなら、举証責任は納税者側にあるのだ、こういう態度で通常臨まれると私は思います。そういう態度で臨んできたのであるけれども、この判決はまさにその意味においては、ある意味では革命的な判決であります。そういう先入主を持つてはいかぬという立場をとるわけでありますから。ただ、あなたが直接の責任者で判決内容を十分に御存じないとするならば、これは遺憾であり、判決を尊重するというのであるならば、この保険金受け取り人問題に關する何らかの今後の徵税のあり方についての変更の通達なんかを出すべきではないか、こう思われますが、いかがでしよう。

見るべきかというのはいろいろ問題があるわけですが、ございまして、一つは保険料を負担してやつたときに、その保険料相当の贈与があつたのだといふ見方と、それから保険事故が起きて保険金を受け取つたときに、その保険金相当額の贈与があつたとあります。相続税法の五条におきましては、保険事故が発生した場合において受け取り人以外の者がその保険料を負担しておつたときには、その保険料を負担した者から贈与によつて受け取つたのだというふうにみなすということにしておるわけですが、裁判所が言いますように、その場合保険金をかける実態が、また横山委員の仰せられるように、親子の間、夫婦の間というよくなことになりますと、保険金を受け取つた者が未成年者であるような場合、実際上は、それは子供が受け取つたのではなくしに、父が受け取つたと見られる場合もございましょう。そういった実態の究明が問題であるといふのが裁判所の態度であつたようであります。したがつて裁判所は、この相続税法五条の規定がおかしいということを言つておられるのではなくて、実態に応じて考えなくちやがけない、こう言っておるものと私どもは解しておるのでござります。

判断がむずかしいと思います。それから泉さんのように未成年ということは全然問題にならないと思います。私が例示いたしましたように、年をとった父親、母親にむすこが孝養の意味を持つてやつておる場合においては、まるきり自分がその資金の運用その他については責任を持つということになりやすいものであります。したがつて私は、国税局でおおしゃつたように、この判決を、実質課税の原則があるのであるから、いまの通達その他をもつてでも対応できるという判断をなさることはいかぬのではないか、こういう考えです。だからあらためてこの保険金受け取り人問題についての判決に従うならば、新しい少し前向きの解釈をしておかないといけないのじやないか、こう言つておるわけです。

○泉政府委員 私が未成年者ということを申し上げましたのは、やや実態から離れておるかと思いますので、その点は研究いたしますが、この事件の場合には、娘に保険金を与える意思があつて契約したのではなくて、娘が結婚するときには金が必要る、そこでその金を得るために娘が成年に達することを保険事故といたしまして保険をかけておる、そろしてその受け取った保険金は全部父親が受け取つておつたので娘に与える意思がなかつた、そういう実態から見て実質課税の原則から見れば、娘が保険金を受け取つたのではなしに、父親が保険金を受け取つたものと見るべきであつて、相続税法五条の規定の適用はないのだ、こういうことであつたと思つのであります。したがつて、そういう実態がはつきりいたしますれば、この五条の取得した保険金というのでございますれば、それはその受け取り人が取得したことにならないわけでありますから、五条の規定の適用はないのだ、したがつて相続税の課税にあたつては、その場合にはおそらく父親の一時所得になると思うのですが、その実態を明らかにしてやらなければならぬことは御説のとおりだと思います。したがつて、もしそういう点について誤解の起こるおそれがあれば、国税局のほうからどう

であるが、その点については私と同感なのかどうかと伺つておる。

○**東京府委員** 国税庁が適正な課税を執行いたす場合におきましては、まずもってこの税務職員に与えられております質問検査権を発動いたしまして、それに基づいて調査を進めていくのがたてまえであることは横山委員御承知のとおりだと思います。ただ、そういう質問検査権を行使する場合の一つの例といたしまして、いまの給与所得の場合の源泉徴収票であるとか、あるいは生命保険会社が死亡等を事故といたしまして保険金を払った場合であるとか、そういういた場合におきましては、ただ質問検査権だけで調べに行けばいいじやないかという御意見もございましょうけれども、相当大量なものでございますので、そういういた場合の関係にある源泉徴収義務者であるとかあるいは生命保険会社、損害保険会社にはその調書を提出していただいたほうがお互いに便宜であるという考え方の方のとに、例外的に支払い調書の提出ということをお願いしておるのでございます。私は考え方において横山委員と差はないものと思っております。

○**横山委員** そらだとするならば、調書提出義務というものは原則として排除されるべきであつて、そうして必要なものといふものについては特に積極的な理由があるものに限定をさるべきものである。その積極的な理由とは一体何ぞやということについてあなたの御意見を伺いたい。

○**東京府委員** これは非常に大量な資料でありますして、またその調書を提出するほどの非常な手数になるのでなくして、一定形式によつて提出すればいい。それによつて國の徵稅機關のほうの手数も省けるし、それから出すほうとしても質問検査権の行使によつて一々応待してなにしなければならぬといふよりは、そういういた相當数の資料はあらかじめ調書として出しておいたほうがともに便宜である、こういったことになろうかと思います。

税務職員がそれぞれの調書を必要とするを考えるところ、そこに一般の質問検査権を行使して十分に調査の目的を達し得られる資料が常に整備しておる。法が命じておるということであるならば、あえて納税者及び関係者から調書を提出させる必要はないと思はれます。どうですか。少なくとも調書を提出させることによつてそこを整備するといふことであるならばやむを得ないけれども、生命保険会社でも損害保険会社におきましても、あなた方が求められる調書の基礎資料というものは常に整備をされておると考へるのが妥当だと思うのです。あなたは私の質問を不動産のあつしゃるようでありますけれども、不動産のあつせん調書についても、宅建業法によつて台帳の整備が命じられておるわけです。その意味からいふと、法が整備を命じておるのを、もう一通それと同じものを出せと二重に義務を課すといふことは、いささか国税厅の便宜主義、こういうことになるのではないか。したがつてあなたも基本的には私と同様であつて、納税者の直接の所得については調書提出義務といいますか、資料提出義務をこれも限定して課しておるわけですが、それ以外に、他人の得所について、あなたはことばでは例外的だと言つておられるけれども、徴税行政の便宜上このようになんどん拡大していくことはあなたも好ましくないと言ひ。好ましくないなら例外的に許さるべきことはどういうことであるか。調書を提出しなければどうしてもうまくいかぬといふ場合である。なぜうまくいかぬか。そこに基礎資料がないからであつて、行つてもすぐにわからぬいからといふことでなければならないと思うのです。この生命保険会社も損害保険会社も宅建業界も、その法によってそれが命ぜられておるのであるから二重にそれを要求するということは单なる徴税行政の便宜主義、これしかないのでないかという考え方が私はきわめて強いのであります。ど

うですか。
○県政府委員 便宜主義だということばでございますが、やはりこういう調書を出していただかで、それをお互に、じや、質問検査に基づいて調査いたしますといふようなことでやるよりは、これは必ずしも徵稅機構のほうの便宜だけではなしに、調書を出すほうの生命保険会社、損害保険会社のほうにおきましても便宜である、こういう考え方を持つておるのでござります。それはやはり税務署が来まして調査いたしますと、一定金額をなつておりますのに、税務署が参りますればそれなり税務署が支払う調書さえ出せばよいことと、以下のものについても記帳されねるわけでござりますので、そういうことは必ずしも支払い側にありますから、あるほんが歓迎しないといふような事情もあるわけでございます。まあやはり徵稅ということを公平にやっていくためには、そういうものの支払いをする方々の御協力を得ませんとなかなか公不公平な課税ということはできないのでありますと、税務職員にだけお前ら質問してくればいいじゃないかとおっしゃられるのはやや酷ではないか、やはりある程度そういう特殊の仕事をしておられる場合には、そういうふたつの相手を勘測した議論が、あって、説得力のある話というのは、税務署が行政機構が簡素化されて、そして事務能率が上がっているという点については、租稅行政上、租稅立法上、必要な理由であるから、それは否定しないけれども、それにもたれてしまつて、次から次へとこう

いろいろ調書提出義務を法の中にしおくといふことは、少し考えなければならぬことではないか、こういうのです。今後とも私は調書提出義務の限界とというものについて国税庁が十分に留意されることを要望いたします。

あわせてその際に、いまお話をございましたように、調書提出義務が現在十万円未満になっていふことは何か最近引き上げが考えられるといふのであります。が、どのくらいまで引き上げられるつもりですか。

○県政府委員 今度の改正におきまして、生命保険金の非課税限度が引き上げられました関係もありますので、いまの十万円という点につきましてもは、限度引き上げを検討をいたしております。まだ十分成案を得ておりませんけれども、死亡保険事故といたします場合には、いまの十万円というのを数倍に上げる必要があろうかと思つております。それから死亡以外の場合におきましては、二倍か三倍くらいに上げるのによろしいのではないか。死亡保険事故の場合とその他の場合とに分けて、限度額を規定いたしたい、かように考えております。

○横山委員 次は物品税法の問題であります。先般も同僚委員が物品税法についてのものの考え方をお伺いしておつたようではあります。が、私どもが常に物品税法について申し上げておりますのも、考え方方が幾つかござります。一つは、租税法定主義に基づいて物品税法をここでどういろいろ議論したところで、政令によって非常な変革を示す。われわれは何か机上の空論をやつておつて、実際に納税者の立場に立つならば、法律よりも課税最低限をきめる政令通達によって、非常な変化がある。この点につきましては税法の構成のあり方について再検討すべきではなかろうか、この問題につきまして、政令改正についてとかくのうわさがあるわけであります。それはまたゆえなしとしないと私は思います。われわれも議員としていろいろ陳情を受けるわけでありますけれども、この物品税法の改正以外に、政令改正によってもしもい

いろいろな問題が生ずるとするならば、考えなければならぬことではなかろうか。もう少し物品税法に、法律に多く規定して、政令、通達においてお役所の裁量権を多くするということについては考えなければならないことはないか。私は今日まではこの問題が生じたということはあまり聞きませんけれども、しかしながらその原因といふのを物品税法の中に常にはらんでおると私は考えるを得ない。この点につきまして私どもがいろいろところの、物品税法にもう少し政令なりあるいは通達から吸い上げて、役所の自由裁量権を縮小すべきであるという意見についてどうお考えですか。これは泉さん聞く問題ではないかも知れない。泉さんはお役人だから自分の権限を狹めることについではあまり御賛成なさらないのではないか。むしろ鍛冶さんの政治的判断のほうがいいと思うのですが、鍛冶さんはあまり従来の経緯を御存じないものですからいかぬですか——それじゃ泉さんの良識を期待して……。

○泉政府委員 物品税につきましては、お話をようやく免稅点であるとかあるいは非課税の範囲につきまして政令にゆだねられている点がございまます。これは横山委員も御承知のように、物品税の課税物品の生産、取引、消費といったとの態様はそのときどきの経済情勢に応じまして常に変化するわけでございます。そこでその情勢の変化に伴いまして適宜調整をやつていかない、法律を改正されるまで待つておるということでは、課税上不均衡になるといったような場合がございますので、そういうふた場合のことを考えて政令にゆだねておるのでござります。しかしながら政令によつてそういう点が動くということ、これは課税にあたつてはきわめて重要な問題でありますので、私どもいたしましても、その政令を改正する際におきましては、立法府当局の御意思をよく考慮して、いたゞることにしておりまして、行政当局だけでみだりに政令を改正する考えは持つておらないのでござります。そういうことによつて、政令に委任されておりますけれども、立法府の意思をよ

く尊重してやっていくということ、きておりません。今後ともそういう点についてはそういうふうにやつていったほうがいいのではないかと考えております。しかしながら、現在政令にゆだねておる事項につきましては、法律に上げることが適当なものがありはしないかどうかということをございますれば、それらの点につきましてはさらに検討いたしまして、現在政令にゆだねておる事項のうちにおきましても法律に規定を上げたはほうがいいかどうか、あるいは現在通達で處理しておりますような点につきましてこれを法令上明らかにするがいいかどうか、こういった点につきましては、税法整理の問題といたしまして今後さらに検討いたしてまいりたいと存じます。

○横山委員　お話の趣旨は了承いたしました。できる限り政令改正といえども多くの意見を尊重すること、並びになるべく問題の介在の余地なからしめるために、政令並びに通達その他に盛られている問題について法律事項とするよう努めされることを、特に要望をしておきたいと思います。それから今後の物品税について、どうも大臣の意見と私どもの意見と違うような気がするのであります。私の解釈誤りなくんば、大臣は間接税増徴主義、ひいてはそれが物品税についても増徴主義のようだとられておるのであります。私ども大蔵委員としては、おそらく同僚委員もそうであろうと思うのですが、この物品税が発足をいたしました経緯から考えまして、できる限りこの物品税については縮小をするという立場が望ましいといふことで歴年努力をしてきたわけあります。われわれ立法府の意見と大臣の意見とは、その意味においてどうもそこしておるような考え方ですが、あなたの方としてこの問題をどういうふうに受け取っておられるのでありますか。

○泉政府委員　これは御答弁申し上げることははなはだむずかしいのですが、私どもいたしまして、税制調査会が長期税制の答申で申しておりまするよう、直接税と間接税との比率につきましてあらかじめ一義的に直接税の割合は幾

らであり、間接税の割合は幾らであることが望ましいという議論はなかなかむずかしいのであります。して、やはり直接税にせよ間接税にせよ、そのどきの国民の税負担の適正化という見地から見まして、負担の重いと思われる税目の税負担を軽減するということが望ましい、そしてその結果として直接税と間接税との比率が出てまいるのでありますから、フランスとかドイツが直接税の割合よりも高いのではないかから、直ちに日本も現在のより間接税の割合が大きいから、直ちに日本も直接税と間接税の割合でなくして、間接税の割合をもつとあやすべきだというわけになりますが、たゞ、日本にいろいろの税がございますが、そのうちでやはり所得税が一番軽減すべき対象として取り上げられる。そのほか直接税のうちにおきまして、先ほどお話をございました相続税とか、負担の重いと思われるものについて減税をやつしていくのが望ましい。他方間接税につきましては、先ほど物品税につきましては支那事変特別税によってこれが起こされたといふ歴史的な点のお話がございましたが、そういった歴史的な経緯から見て、税によつてこれが起きたといふ歴史的な点においてはともかくとして、現在の日本の経済社会におきまして、物品税の課税物品とされておるものにつきまして、その消費の態様から見て、現在程度の課税をしていくのが望ましいかどうか、そういう点から検討していくべきものであります。そういう点からすれば、現在課税物品とされておるものにつきましても検討すべき点があるかと存じます。

からいたしますと——本年は物品税の改正ほいたしませんから、四十一年になりますと四年目にあたるわけあります。まあ四年か五年目には物品税の改正をすべきではないかという気持ちを私どもとしては持つておったのでございます。しかし大臣のおことばでもございまし、また日本の場合、直接税より間接税にウエートを置いた税体系が望ましい、といったことの御意見いろいろござりますので、そういった御意見を含めまして今後慎重に、税制調査会にもおはかりして検討をいたしまりたいというふうに考えておるのでござります。ただそういった大臣の御意向でございますので、明年物品税を減税するというようなことはなかなか困難な事態になるのではないかということを事務当局としては心配いたしておるのでござります。

○横山委員 物品税をどういうふうに扱っていくかについては、与野党においてはある共通のものさしがあると私は考えております。根本は別としても、今日までたどつてまいりましたものは、税制調査会でも議論がされたと思っておるのであります。が、中小企業が比較的つくておりますものについては、物の内容を問わざるべく考えてやろう。それから大衆が生活用品として考へているものは、かりに大企業がつくつておっても考へてやろうじやないか、あるいは全く庶民的にマッチしたものについてひどつなるべく考えてやろうじゃないかというように、三つ四つの物品税降低についての一つのものさしは、比較的与野党は一致いたして今日まで来ておるわけであります。それは上げるのではなくして、時勢の流れに応じて下げるとするならば、こういふ考へてなるべく与野党が一致して税法改正なり政令改正をやつてしまつたわけであります。そのものの考え方といふものを、あなたのおっしゃる数年に一回の物品税法の改正に際しては引き続き堅持をされ、減税の方向に向かわれることを私は希望したいのです。

もうことについてはいかがかと存しますけれども、むしろ陰で議論をするよりも、表に一べん何かを取り上げて議論をしたほうがいいと思うものでありますから、私はあえて私の地元の問題について一つ例を出したいと思います。これは全日本で最も多い私の地元の名古屋の生産品でありますパチンコであります。パチンコについては、一般論から言いますと、これは遊興というか、娯楽物品であるからというわけで、いままで一切放置をされておりました。なるほど戦後パチンコが伸びまして、以来、非常な業界の激動もございまして、いまでは零細なパチンコは成立ができなくなつて、かなりな安定した企業として進んでおりますし、大衆の中に密着をしたと言うても過言ではないような気がするわけであります。私は激動期においてパチンコを非常にあちらこちらのネコもしゃくしもやり始めたときにおいては、地元の問題ではありますけれども、これは健全娯楽と言い切れでありますから、かどろかといふ点について若干の疑問を持つておつたものでありますから、何の発言もいたしませんでした。しかし今日の状況で、庶民の中に、零細なサラリーマンといいますか、低所得階層の中に一つの娛樂として密着をしたという感じがいたします。業界もかなり、もうつぶれるところはつぶれ、そりとして順調に企業として成り立つものは安定したという状況に来ておるのでありますから、このパチンコというものが、かつての私が選挙に立ちましたときの、単にパチンコをどう考えるかということで物議をかもしたようなところと違います。中小企業の一つの企業として庶民の中のささやかな慰安として密着をしたときに、たしかいま物品税は二割でありますか、高率の課税を続けることが妥当であるかどうかといふ感じを持つてゐるわけですが、御意見を伺いたい。

じやないかというお話をよくわかります。しかしながら物品税につきましてはひとりパチンコに限らず、ことに家庭用の電気器具、製品なんかにつきましては、この税率を三十七年にきめました当時からその後生活必需的な品物になつたものもいろいろございまして、そいつた点も検討いたさなければなりません。そういたしますと、やはり物品税について何らかの整理を行なおうとしたまゝですれば、これははなはだ大きっぽなことを申し上げて恐縮でございますけれども、私どもとしての一応の観測では、少なくとも二百億円くらいの減税財源を持つてやるのでないと、その改正はなかなかむずかしいのではないかといふうに考えておるのでござります。そういう点を含めて物品税をどうするかということになりますと、やはり財源をどの程度物品税に使うことができるか、それによつて全体の減税との関係がどうなるか、そういう点をよく見きわめませんと、軽々に問題を処理するわけにまいりかねるというふうに思つておるのでござります。したがつてパチンコにつきましても、そういう全体との関連において今後検討していくべきだ、かように考えるのでござります。

の点については同感だといふよろお考えを漏らさずされたけれども、いままでのものさしのはかりに、もう一つ違ったものさしがあつてもいいのではないか、当時におけるわれわれのものさしには必ずしも合わなかつたけれども、いまとなつてはささやかな労働者の慰安の一つとして密着をしておるのだし、それからパチンコ業界の榮枯盛衰といいますか、非常な激動があつた、そういう点からいいますと、パチンコなどは一つのものさしの中に入れてもいいのではないか、こういうことをお伺いしておるので、ものさし論の一つとして。

○泉政府委員 パチンコについてのお話はよくわかりますが、今度物価税の改正をかりに行なうと、いう場合におきまして、やはり生活必需的なものには課税しないとか、従来とつてきましたような基本準はやはり基本になるべきものでございまして、それはあまり変える必要はないのではないか。ただそのほかにどのような基準をつけ加えるべきかということになりますと、ひとりパチンコだけでなしに、それ以外にいろいろ問題もございましょうから、やはり慎重に検討して基準を定めなければならぬ、かように考えておるのでござりますか。

○横山委員 それでは時間がございませんから、またいつかの機会にやりたいと思います。

保険関係の方がおいでになりましたからお伺いいたしますが、先ほどの私の質問の趣旨はおわかれになつていらっしゃいますか。——よろしくうございますか。

○中込説明員 いま聞いておりますが、わかりました。

それでは私から御答弁申し上げます。ただいま聞いたところが間違いでありますたらおつしやつていただければ……。

自殺の場合に、傷害保険契約並びに生命保険契約で支払いがどうなつておるかということかと思います。傷害保険契約は短期のものでございません。これは自殺の場合支払いがございません。こ

○**堺委員** そこで昭和三十八年度の会計検査院の決算検査報告で会計事務職員に対する検定、出納職員に対する検定といふ中でこういうふうに述べられておるのですが、「出納職員が現金を亡失した事實について所管庁から報告を受理し処理をするものは縫越分を含め百件五千八百六十万五千七百六十四円、その処理をしたものは九十二件四千四百四十一万六千二百二十四円で、その所管別内訳は次表のとおりである。なお、処理未済のものは八件千三百六十八万九千六百四十円である。」そして所管庁が提出されておるのですが、国会が一件、総理府が一件、法務省が一件、それから大蔵省は九件、文部省一件、厚生省四件、農林省一件、郵政省八十件、労働省一件、こういうことで、大蔵省はわりに右翼なんですね。郵政省は、これはまさに遺憾でありますけれども、特定郵便局において常に問題が起きてくる。私どもはこういう特定郵便局というものを正すべきだという議論をしそうちゅう出しておりますが、この特定郵便局の局舎を賃貸しておる人たち及びその家族がもつぱらこういう不当事項の対象になつておる。ここには具体的に名古屋郵政局管内における案件が二件も述べられているわけです。それはそういうことで現金を扱う窓口が広いという面に問題があると思うのですが、大蔵省の九件、これの中身をちょっとと御説明願いたい。

○鳩山政府委員 現実に起こりましたこの九件につきまして、収入金を横領いたしておりました期間といふものは、これは大体早期発見といふことにつとめておりますが、この中で二件ほどは相当長期間にわたりまして横領が行なわれて、発覚がだいぶおくれたといふものが残念ながらござります。一件は金沢税務署におきます事件で、三十八年度の報告に載つております分で、三十六年の二月からそういう横領が統けられていたという事件でござります。またもう一件は、やはり金沢税務署におきます事件で、三十三年の五月からそういう横領行為が継続されておったというのが二件ございまして、こういったものの発覚が非常におくれたというのは残念だと思います。収入金の取り扱いにつきまして、一定の国庫金に入るべきものが、収納金はみな日本銀行のほうへ報告が行くわけでござります。それと対応をいたすわけですがございますが、徴収すべき歳入金額自体が動かされると、なかなかわからぬといふ問題がありまして、特に税務署では比較的所得税が零細なものでござりますので、現実に収納した金額を収納すべき金額に直されてしましますと、なかなか発見ができない。あとでその特定の事件が発覚しまして、調べて追っかけていくとわかるというところになつて、あるものは非常に長期にわたつておる。本来収納すべき金額は直税部なら直税部のほうで、直税関係の課で決定をいたすわけでござります。収納は税務署では徴収の係の者が参るわけでありまして、その点は収納すべき金額と徴収額といふのはさいと分けてやつておるので、原則としては、そういうことは起こらないと思いま

す。場合によっていろいろな帳票が改ざなされ、
といふようなことがありまして、そういうたるもの
が不突合といふか、突合の面では発見できなくて
こういった問題が起るというようなことがある
のではないかと考えられます。いま申し上げまし
た二件につきまして、まだ詳細私調べでないの
ござりますが、私の今までの経験から申します
と、そういったことでござります。

○堀委員 実はいまのお話を聞いて、私はどうも
よくわからないのは、大体税金というのは納付書
があつて、あるいは税務署にある国庫金の出張書
みたいなもの、あるいは銀行、郵便局等に払い込
むことになつて、税務官吏が直接お金金をもらつて
いこうといふことはなつてないんじやないですか。
要するに徴収官が直接現金を扱うということ
になつてないんじやないかと思うのに、なぜ現金
を扱うことになるのか、その点は一体どうなつて
おるのでしようか。

○鳩山政財委員 第一線の徴収員は現金で収納を
いまいたしております。これは銀行あるいは郵便
局へ払い込むといふことが一番安全な方法でござ
います。東京都内はおむねそういうふうなこと
が行なわれていると思いますが、いなかのほうへ
参りますと、やはり徴収職員が納税者のお宅を
回つて歩いて現金を収納する、特に滞納になりま
したものにつきましてそういうことが行なわれ
る場合が非常に多いでござります。問題を起こ
しますのは、こういった滞納になりました税金に
つきまして、それを督促に參るという場合が比較
的そういう誘惑をおちいることが多いのでな
いかというふうに考えます。

○堀委員 これほどいろいろ厳密な制度が書いて
あるのですから、言なれば、いま私が話を聞い
ていると非常に大きな抜け穴があると思うので
す。片一方では非常にきつたりやつておきなが
ら、片一方はともかく出先に行つた者が何かメモ
のようなもの、領収書みたいなものをかつてに發
行して渡してやるというようなことになれば、こ
れは私は事故の起る可能性が非常にあると思う

ので、これは制度を何とか改めない限りこういった問題は今後もなかなか阻止できないのではないかと思います。

それからもう一点は、ここの中にこういうことが書いてあります。「会計上の責任制度が不均衡である。すなわち、会計事務職員が現金を亡失したり、物品を消失、損傷したり、その他財産上の損害を与えた場合には、一定の要件のもとに弁償責任を負い、また懲戒処分の対象となる。しかし、実際に会計検査院が責任の有無の検定を行なったのは、おもに現金を取り扱う出納職員であり、一般に命令系統に属する予算執行職員等について、責任を追求した事例は少ない。また、これら会計事務職員を除く一般の公務員は、その義務違反に対して懲戒処分の対象となるが、財産上の損害に対しては、私法上未法行為責任を問われる場合があるとしても、一般に賠償責任を負つてない。たとえば、会計検査院の決算検査報告で例年指摘される不当事項についても、各省庁における一般公務員の処分状況は、軽微な処分にとどまっている場合が多い。」こういうことが指摘をされておるわけですね。そこで、いまのは現金亡失のほうで、横領を予定していませんから、ちょっとと角度が違いますが、いまの次長のお話によると、確かに直税のほうが出した書類は納税すべき金額がはつきりしているわけで、これは税務署の中の直税関係にある徴収にいくのが、そこをこまかして、徴収金額といまの納税金額を適当に動かす。そうすると、なるほど一つの役所の中で動かして、そこ徴収のほうはこまかされるかもしけないが、徴収と直税の間を突き合わせれば、当然そこに差異が出てくることは明らかなわけですね。ですから、少なくともそういうふうに外へ出て現金を取ってくる者については、すでにこういう事故が過去にあったということならば、この点は内部で十分厳密な突き合せがされておれば、三年から三十八年まで五年間も放置されておるといふようなことがあるはずはありません。しか

検定をいたす手続がござりますけれども、いま先生が指摘されましたよくな実質的な、経済的な処理といいますか、そういうてん補の問題につきましては、検定前におきましても、各省各省の長が弁償命令を出すことができるというような規定になつております。あるいは職員が自発的にその損害をてん補している。これは自発的にやることでござりますので、自分は絶対無責であるというふうに考えておつたらそういうことはないだらうと思いますが、重々相済まぬといふような場合には、自発的に補てんをしておるという状況であります。

ておる者は他の職員に比べて給与条件その他でよいでしょうか、どうなんでしょうか。片方は職務上金を扱うのですね。これは職務上金を扱わなければそういう事故が起きない。たまたまそういう出納関係の職員に任命をされておるがために金を扱らわけですね。横領は別です。いまのような過失その他により正常な注意を怠つてなくなつた場合は賠償の責任がある。それだけむずかしい仕事をさせておるなら、その他の者と区別して給与その他の面のメリットがなければ、いわゆる出納職員といふものはたいへん不遇な条件に置かれておる。常に危険にさらされておる。正常な注意をしておればよいと思いますが、現在のこういう世相の中では必ずしも盜難——汽車の網だなの上へひょっとのせておつてとられる場合もこれはあります。常に危険にさらされる。これについては何か配慮しておりますか、出納関係職員について。

○鳩山政府委員 ただいま堀委員のおっしゃいました点は、かねがねそういった主張が政府部内にも非常に強くあるわけでござりますが、ただいまの給与法ではそういった特殊勤務手当というようなものが、あるいはそういったものに該当する可能性があるかと思うのであります。が、現在まではそういった出納員、一般職の公務員につきまして、そういうた一般的な手当は設けられておりません。ただこれも、私の知つております限りでは、

税務職員の徴税につきましては、旅費の面におきまして若干の優遇をいたしております。

○堀委員 税務職員の旅費というものは、それは何も金銭を出納するから考慮しているんじやなくして、業務の態様によって考慮しているんじやないですか。だからそれは私の言つてることとちよつと違うんじゃないかと思うのです。これは政務次官、一べん検討してもらいたいと思います。片方で義務と責任を課すのならば、当然その片方ではそれに対してもらかの措置がなければならぬ。公務員はすべて平等な取り扱いを國から受けるべきであるにかかわらず、その部分の人が平等な取り扱いを受けてないですよ。そういうことにならないですか、政務次官。

○銀治政府委員 私の常識から考えますと、金を扱うからといって特に特別の手当はやるべきものでないからうう思います。いやしくも公務員であります以上は、あずかた任務はすべてが重大なので、その任務に対して故意、過失があるといふことになりますと、責任を負うのはあたりまえで、世の中には金よりも大事なものがあるかもしません。ただ出でていって生命の危険があるとかなんとか、それから持つて歩くのに持ち物が悪いからもつといふものにしてくれとか、そういうことはいろいろ考えられますけれども、金を扱うからおまえには特別に手当をよけいやるということは、ちよつと常識上いかぬのじゃないかと思います。

○堀委員 そうすると、私はいまの賠償責任といふものをそこへ課しておるのも、正当な注意といふものの範囲がこの場合はやや問題になると思うのです。正当な注意の範囲が問題になるけれども、しかし金を扱っていない者は金におけるそういうことは絶対に起きないんですよ。金を扱っているがゆえにそういうことが起るんですよ。このことは間違いない。そうしたら、金を扱つておる者がだけが注意を怠つたら賠償責任、ほかの業務のおるようになつてゐるがゆえにそういうことが起るんですよ。それはやは

り臨調が指摘をしておるようには、やや問題があるのではないか。だからその点は、私はきょう結論を出しなさいとは言いませんが、これは一べん検討してみる余地はあるのではないかと思う。それから範囲での何らかの措置がある。それから先は自分が払うか何かになつていて。これを見ても、切符を切る人ならそいう事故は起きなければどちら、金錢を扱えば、特にそいう窓口業務のよなどころなどはある程度疲労がくれば間違つてしまる。労働条件が非常によければ別だけれども、労働条件がよくないとなれば問題があるわけですから、これは一般論として、しばしば金錢を扱つたまに扱うのはいいですが、しばしば金錢を扱つて、そのため過誤または過失によつて賃借貸元に起こしやすい部分については、少し検討をしてみると必要があるのではないか、こう思いますので、この点は少し検討してもらいたいということを要望いたしております。

いろいろが提案の趣旨でございます。
そこでまず最初にお伺いしたいのは、この借り入れ金をこういうふうにするために、国立学校特別会計の国際整理基金特別会計の繰り入れに必要な経費が次第にふえてくるわけです。昭和三十九年度は三千二百五十万円であったものが、ことさら一億七千八百七十五万円に実はふえてまいります。一般会計が当然負担をするものではないのか。国の施設を新たにそこへつくるわけですから、國の施設を新たにつくるのなら当然ます國がそこに土地を買って、そしてそこへ大学を移転をしてそれを売ればいいのであって、もしこれが特別会計になつていなければ、当然一般会計なら國の予算がやるたてまえになつておるもののが、たまたま國立学校の特別会計になつておるために、借り入れ金などによつて行なうことになつて、その負担は特別会計自体が負担をするということになつておるようです。ですから私は筋としては当然国がやるのが筋である、こう思いますが、大臣政務次官どうですか、筋の議論は……。

○鐵治政府委員 今までそういうことでいろいろありましたから、ひとつ実際扱つた者から答弁させます。

○中尾政府委員 御質問の点は、借り入れ金一般についてお話しになつておるよに承ります。学校の施設をする場合に、一般会計で当然持つべきであるということは私も疑ひのないところであると思います。現実に持つておるわけであります。しかし学校のほうも何か方法があればこれの建設を促進していきたい。学校自体にもやはり収益的な部分もある。そういうようなものは、いずれその資金を始めましたのがこの特別会計をつくりました当初からある借り入れ金でございます。しかしながら財政にはやはり限度がございます。收入をもちまして、償却までしていけるという能力が認められるわけであります。したがいまして、そういうものを活用するという意味で、借り入れ金を始めましたのがこの特別会計をつくりました

卷之三

100

り臨議が指摘をしておるようには、やや問題があるのではないか。だからその点は、私はきよら結論のうのが提案の趣旨でござります。そこでまず最初にお伺いしたいのは、この借り

を仕しなさいとは言いませんか、これは一へん検討してみる余地があるのではないかと思う。それはどういうことかと言いますと、國鉄の職員が窓口でやっていますと、これはかなり間違うんです。多數の人ですから間違う。これについてはある範囲での何らかの措置がある。それから先は自分が払うか何かになつていて。これを見ても、切符と切符へよつとう、支度は起きて、十七歳

まう。労働条件が非常によければ別だけれども、労働条件がよくないとなれば問題があるわけですから、これは一般論としてしばしば金錢を扱う——たまに扱うのはいいですが、しばしば金錢を扱つて、そのために過誤または過失によって賠償責任を起こしやすい部分については、少し検討をしてみる必要があるのではないか、こう思いますの

で、この点は少し検討してもらいたいとおもいます。

○鐵治政府委員 承知しました。
○堀委員 そういうことでいろいろ

の他改善すべき点があるようありますから、ひとつ改善をしていただいて、会計法の質問は以上終ります。

質問は以上で終ります。
引き続き国立学校特別会計法の質問をいたしま
す。

ただいま国立学校特別会計法の一部を改正する法律案が提案をされまして、附則中第九項に

「この会計においては、第七条第一項の規定によるほか、当分の間、国立学校の移転が人口の過度

の集中に対する対策に資することとなると認められる場合において、その移転に要する用地の取得

費を支弁するため必要があり、かつ、当該移転による不利益の範囲に応じて、同額の賃貸料を支弁するため必要があるときは、政令で定めることにより、この会計の負担において、同額の賃貸料を支弁することができる。」とする。

の中でも、病院は特に收支も金銭的に回転が早くなります。そこでござりますし、それから施設のほうへ拡充も非常に急を迫られております。当分の間、早い話が幾ら金があつても足りないという状況でござりますので、そういう道を開いたわけがあります。もちろん、一般会計でも金が足りなければ、そういうところから金を借りてやつたらいでではないかということになれば同じでござりますが、御承知のとおり、いわゆる健全財政ということを大きな予算編成の筋にいたしております。これの実質並びにその精神的な一つの基調がやはりござりますので、一般会計でそのようなことをいたしますと、いろいろになりますと、これは大きな問題になります。実態は同じではないかといふ御議論も立つことは承知いたしておりますが、あえて特別会計をつくりました際には、一般会計のそういう雰囲気を乱さない限りにおいて、しかも具体的にはそういう余力が認められるならば借り入れ資金を導入しようというのがねらいでございます。そういう意味でござります。

ただ、その償還でございますが、これは特別会計で結局責任を持つ借り入れ金ということになりますが、実質的なねらいはあくまでその病院のかせぎで償却ができるというものを限度にいたしております。したがって、将来も幾らでも借りるということはございませんし、それから一般会計からの繰り入れを当てにして金を借りるというごとのたまえでもございません。そういうことです。要するにこれこそほんとうの赤字、借り入れ財政ということとござります。そこまでは踏み切つておるわけではございません。しかし、実際問題として、病院の特別会計が、経理があるわけですが、その経費あたりも理論的にどこまで線を引いて収支を見るべきかという問題については、御承知のとおりたいへんむずかしゅうござります。教育関係と研究関係、それの実施機関にすぎないわけですが、期せずしてそれが一面治療機関になつておる。その関係では一つの経済行為にもなつておるというわけであります。しかし、おの

区分をいたしまして経理いたしておりますが、実際的にもあるわけであります。それらを検討いたしまして、いま申し上げましたような操作が可能であるということでもってやつたのであります。この点は、そういうことでございまするから、別に従来の病院経営等におきまして、特にこのために収益をあげなければならぬということから、治療なり研究なりにひづみを来たすということをねらつておるものでは決してございません。ただ、一般会計に置いておいたのではそういうことができないというものの範囲内におきまして借り入れ金を行なうことをおねらいといたしておるわけでございます。今回御審議をお願いいたしております分は、これはまた病院の経営そのものとは違うのでござります。学校の経営そのものとも違うのでございまして、土地を取得する。取得するのには、当然、国の施設でありますから、まず税金でもつて買ったらよからう。それで要らないものがあつたら売つて、またそのときの歳入にしたらよからう、こういうことでござります。まさにそれが原則であると存じます。しかしながら、御承知のとおりな状況で、歳出もいろいろな御要望がござりますし、税金のほうの負担につきましてもいろいろな制約があるわけでございますから、そこで、どうせ新しいものをつくつて古いものが要らなくなる、こういう関係であることは明瞭であるし、しかも古いものは、要するに土地が中心になりますが、これは非常に高い経済価値をもつておる。教育の目的としては要らない。したがつて、これはいすれば教育の施設に転換するのが適当である。こういうようなことについては何人も疑いがございませんし、みんなそうしたいと思つておるわけでございます。そのつなぎの資金でござります。つなぎの資金に税金を使いますといふことは、やはりどちらかと申しますと無理がござります。そこに金融の道をつけたといふことでございます。すでにある財産をほかの財産に転換する場合のほんとうのつなぎの金でござります。

○ 堀委員 そこでいま一つは、そうやって借り入れをして、特に病院の場合には収入が特別会計にふえるわけですから、ある程度の償還計画との目合いがあると思うのですが、今回のような場合になると、これはその間、次に土地を売るまでは特別会計に対する収入がなくなるわけですね。収入がないにかかわらず、この国債整理基金に対する繰り入れのほうだけが、しばらく売り渡すまではずっと継続するということは、これはやはり特別会計一般に対し負担を与えることに結果としてはなってくるのではないか。ですから、そこらのところは私は、いまの病院収入によるところをなしてまたとした形の借り入れと、この借り入れとはやや性格が違うと思いますから、こういう借り入れについては、これは一般会計から少なくとも利子等については負担をしてやって、あとで入つてくれれば、その分はそのときにおいての一般会計から繰り入れ部分で操作をすればいいことで、当年度関係において、ずっとそれが特別会計にしわが寄るということは、これは非常に当該大学はいいと思うのですが、その他の大学から見ると、や公平を失するような感じを他のところは持つのではないか、こう思いますが、その点はどうですか。

○ 中尾政府委員 償還の関係は、実際問題としても金を借りた場合に、どういう条件で借りるかということになります。それから一方で売るほうでございますが、売るほうも、これはかわりの施設ができないと売れないわけでございますから、そこにギャップがあるのでファイナンスをつける、ファイナンスをつければ当然金利の負担が出てます。現実にことしの四十年度予算におきましても利息を計上いたしておるわけであります。しかしその利息をだれが負担するかということは、別にどうなければいかぬということではないと私は

考えております。要するに取り扱いの問題、現実に売る分が非常に少ない。取得しなければならないほうがたいへん多いというような状況でござりますが、ともかく土地を売りますと、たいへん高く売れます。建物その他を補うことすらできるわけであります。もちろん、それは促進のためにそういうことをやつておるのでですから、本来国費として税金をもつて投入すべきものはもちろん投入した上での話です。その上の話におきまして、その金利をどうするかこうするかという問題は、実際問題として予算の取り扱いの問題であろうと思ひます。それ 자체がどうこうということはない。ただ現実にことしは金を借ります。借りまして、まだ売れないのに、ことしの利息を組んでおるわけであります。これはどういうことかということになりますと、現在のところの形では確かに払うことになりますが、たとえば国立大学の来年の予算是これだけであります。その関係で、これは御説明申し上げるだけでわかつていただくほかはないのです。ただしことにあっておきますが、御承知のとおり、この会計は、しりは全部一般会計で見ておるわけであります。しかし金を借りたら、利息の分がこれだけかかるから、それだけめり込ませていただきたいといふ查定はいたしておらぬのですが、たとえば国立大学の来年の予算是これだけでやつていただきたい。しかし金を借りたら、利息の分がこれだけかかるから、それだけめり込ませていただきたいといふ查定はいたしておらぬのですが、たとえば国立大学の来年の予算是これだけでやつていただきたい。それに對して利息も必要であるといふので、歳出を見まして、收支の差額を一般会計で見ておきますから、金縫りの関係といたしましては、一般会計でことしの利息は見たよな形になつております。金のことですから、抑せ抑せのことと御理解はそら明確には得られないかと思ひますが、実際の編成の過程における操作はそういうことになつております。ただ現実の問題といたしましてファイナリーがどうなるかということになりますと、まだ必ずしも全体の計画につきまして、明確なこまかい数字でもつて確定して御説明申し上げられるような段階の計画はできておらぬわけでございますが、とにかく場所柄大阪のどまん中と郊外でござりまするので、金利等の問題は

相当なものがあつても、相當いい計画で促進のほうへ回れる、こういふうに私どもは確信いたしておる次第でござります。

○堀委員 大阪の大学の問題はこれで私はいいと思うのですが、いま国立大学、かなり各地にありますから、そしてやはり移転をしたいというが各地におそらくあるだらうと思います。ここには一方「国立学校の移転が人口の過渡の集中に対する対策に資することとなると認められる場合に」こうなつておるものですから、そこに程度の問題が入るだらうと思うのですが、片面からいえば、やはり各地の大学が適地に移転をしたいという場合にはできるだけ公平な措置がとられるようにならないと、非常に部分的な措置といふことでやつてもらつたところは、あそこはできることはできぬ出たところは、あそこはできることはできぬといふところにやや問題も残るうかと思うのですが、そこで「過度の集中に対する対策」というその過度集中といふのは大体どの程度からが過度集中になるのか、ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○赤羽説明員 御指摘の過度集中とはいかなる標準のものであるかといふお學ねでございますが、率直に申し上げまして、これは數字的に人口密度が何人以上といふようなのはございません。ただその過度集中といふ表現を使いました法律はほかにも多々ございまして、それらとの関連をちらみ合わせまして個々具体的に決定をいたしてまいります。

○堀委員 そつすると、この表現には少し幅があるといふことです。それ以上はきょうは申しません。幅があるといふに理解をしておきます。

そこで、ちよつと角度を変えまして、私御承知の最近の教職員の定員関係を少し調べてみまし。た。ちよつと気がつく点はこの定員の中でどうも非常にノーマルでないような状態に感じられます

のは医学部の講師の定員の姿であります。

まず最初に、いまの医学教育といふものがどうな形になつておるかを時間がありませんから私

のほうから申し上げますと、その他の学部につきましては専門課程が二年でございますけれども、現在の医学部は専門課程が四年でございます。私どもが大学おりましたときは、旧制大学はその他の学部が三年、私ども医学部は四年あつたわけ

で、過去から医学教育といふものはその他の学部に比して長時間の教育を受けております。さらに現在は卒業したらインターと一年やります。それで今度は五年になるわけです。ところがインターをやつてしまだめです。国家試験をもう一貫受ける、こういうことになつております。同じ大学の卒業生の中でも医学部の卒業生といふものは修業年限が二年長く、インターをやつて、国家試験をやるという点で他の学部の教育に比べて高度な教育内容を要求されておるといふことが明らかになると思ひます。この点については文部政務次官、大蔵政務次官、両方ともいかがか、ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。現状の医学教育は高度の教育内容が要求をされておるということがこういふにあらわれておる、こう理解しておるのでですが、その点についてお答えを両方からいただきたいと思ひます。

○鐵治政府委員 ごもっともです。医学といふものには必要な学問上の特別のものが要る上に技術上の特別のものが要るということであらうと思ひます。これはわれわれが通つてきました司法のほうでも同様のことをやつておりますから十分了解できます。

○押谷政府委員 医者といふ人の生命をあずかる重要な仕事でありますから高度の技術を身につければならない。したがつて、堀委員の御意見のごとく非常に高い教育課程を経るといふことはそのとおりであります。

そこで、ちよつと角度を変えまして、医学部は最近の教職員の定員関係を少し調べてみます。そこで、ちよつと気がつく点はこの定員の中でどうも非常にノーマルでないような状態に感じられます

でけつこうですが、最近の医学部、医学科の総定員のふえ方をちよつとお知らせ願いたい。

○村山説明員 医學部開係は終戦後医事整理しました関係で、一時定員を抑制しまして國公私立のほうから申し上げますと、その他の学部につきましては専門課程が二年でございますけれども、ましまして約三千八百名で十数年やつてまいりました。最近に至りまして医療内容の高度化になりましたので、昭和四十年度に十三大学につきまして医師も若干不足であるということになりました。過去から医学教育といふものはその他の学部に比して長時間の教育を受けております。さらに

現在は卒業したらインターと一年やります。それで今度は五年になるわけです。ところがインターをやつてしまだめです。国家試験をもう一貫受ける、こういうことになつております。同じ大学の卒業生の中でも医学部の卒業生といふものは修業年限が二年長く、インターをやつて、国家試験をやるという点で他の学部の教育に比べて高度な教育内容を要求されておるといふことが明らかになると思ひます。この点については文部政務次官、大蔵政務次官、両方ともいかがか、ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。現状の医学教育は高度の教育内容が要求をされておるということがこういふにあらわれておる、こう理解しておるのでですが、その点についてお答えを両方からいただきたいと思ひます。

○堀委員 そこで、いま文部省からお答えがありましたように三千八百人に対して三百六十人本年度から定員の増加があるということござりますが、これで私、教授陣の定員を拝見しております。そこで私、教授陣の定員を拝見しておきます。

○赤羽説明員 御指摘の過度集中とはいかなる標準のものであるかといふお學ねでございますが、率直に申し上げまして、これは數字的に人口密度が何人以上といふようなのはございません。ただその過度集中といふ表現を使いました法律はほかにも多々ございまして、それらとの関連をちらみ合わせまして個々具体的に決定をいたしてまいります。現状の医学教育は高度の教育内容が要求をされておるということがこういふにあらわれておる、こう理解しておるのでですが、その点についてお答えを両方からいただきたいと思ひます。現状の医学教育は高度の教育内容が要求をされておる、こう理解しておるのでですが、その点についてお答えを両方からいただきたいと思ひます。

○鐵治政府委員 ごもっともです。医学といふものには必要な学問上の特別のものが要る上に技術上の特別のものが要るということであらうと思ひます。これはわれわれが通つてきました司法のほうでも同様のことをやつておりますから十分了解できます。

○押谷政府委員 医者といふ人の生命をあずかる重要な仕事でありますから高度の技術を身につければならない。したがつて、堀委員の御意見のごとく非常に高い教育課程を経るといふことはそのとおりであります。

そこで、ちよつと角度を変えまして、医学部は最近の教職員の定員関係を少し調べてみます。

なつかつ助手だといふ場合もあるわけであります。そこで、最初に申し上げたように、医学教育といふものが非常に高度の内容を要求されてお

り、さらに今度は人間もあえてくるとなれば、どうしても教授陣といふものが強化をされてこなければならぬ。ところが講座制でありますから、教授の定員は講座についておおむね一名、これは必要であります。教授陣の定員の一名に対してもおおむね一名配当をされるとおりであります。教授の総定員六百二十七に対して助教授の定員が六百二十八でありますから、大体一講座に一名助教授がいる。ところが講師のほうにいくと、六百二十八講座に対し百四十しかいま定員が置かれてない、こういう実情があるわけです。

そこで、私ぜひ御検討いただきたいと思うのは、いまの医学教育はさらに日進月歩で非常に大幅に進んでおります。この高度の教育内容を十分に学生のものにするためにはやはり充実したいろいろ指導者陣をそろえておくことが、いまの制度がねらつている専門課程四年、インター一年、国家試験を行なう、そういう要請にこたえてこういう道ではないのかとこういふに私は感得する一つの道ではないのかと、文部政務次官は私のこうじるわけであります。文部政務次官は私のこういう考え方、少なくとも講師も原則としては一講座一名ぐらいが置かれてもいいのではないか。ただ医学部でござりますから、ほかの方も御存じないう考え方、少なくとも講師も原則としては一講座一名ぐらいが置かれてもいいのではないか。たゞ医学部でござりますから、ほかの方も御存じな方があるかと思いますが、病院がくついておりますから、その病院の側で臨床関係は講師がやや補われておりますから、必ずしも六百二十八名が必要だとは思ひませんが、まあ必要にして十分な講師の定員といふものが、これはいま中尾次長が財政上の問題で触れられておりますから、私はしませんけれども、必要な範囲においてひとつ年度計画か何か立ててこの講師の定員をふやす、場合によつては助手の定員が多少減つてもまず講師の定員をふやすという方向に——助手を減らしてもらつては困りますけれども、過渡的な経過の中で

はそういうやりくりをしながらでも、少し講師の定員等について前向きに文部省は主張すべきではないのか、こういうふうに思ひますば、文部省の方

○押谷政府委員　国立大学の医学部における講師の問題についてのお尋ねであります、国立大学の医学部の教員組織は、現在のところ教授、助教授、助手のこの三段階の人々によつて組織されてゐるもののが原則であります、講師はそのワク外次官　いかがでしょう。

にはみ出しているように考へるのであります。しかし、まだいま御指摘のように、「二十四だと思いま
すが、医学部の持つてゐる大学におきまして、ご
く一、二を除いたほかは講師を現在かかえておる
のであり、しかも高度の医術を授けるこの医学部
におきまして、講師の必要のあることも、壇委員
のお説のこととき意見を有識者間からも述べられて
おるのであります。文部省はこの現実とこの意
見とは相当頗る聽せなければならぬと考えております
から、そこで講師につきましての関係は、専門

きの姿勢をもちまして慎重に研究をいたしたい、かよう存じて次第であります。

○堀委員 たいへん慎重な答弁で、どうも大蔵省の諸君がうしろにすらつと並んでおるところであまり軽率なことを言うとはね返つてはいかぬとい

御配慮かもしませんが、押谷さんは長く大蔵委員として大蔵省にも十分權威をお持ちの方でも

ありますからあれですが、いまの前向きもいいのですが、あまり慎重では間に合わないとと思うのです。慎重というのは大体時間がかかることなんですね。

す。ですから、私も大蔵委員でありますから、國の財政がどうなつてもいいとは思っていません。

しかし、ものの重要性の程度に応じて予算というものがつくというのが政治の正しい姿だと私は思うのです。そうすると、さつきちょっと金よりも

大事なもの。ということが会計法の審査の中で出て
おりますが、金よりも大事なものが命なんですね。

いまの資本主義の世の中では、何が大事といつても命が大事ですからね。この命を守るために教育をしておる者は、これは何ものにもかえがたいほど

卷之三

て賠償責任を負わないことになつておりますが、この立法の趣旨についての鳩山さんの御見解をお伺いします。

○鳩山政府委員　國家公務員がいろいろ圍に損害をかけたという場合につきましても、いろいろな

場合があると思いますが、一般的にあるいは国家賠償法の規定など見ますと、やはり公務員が故意または重大なる過失があります場合には、公務員

いたしましても責任があるといふうに私どもは解しております。いろいろ会計関係の職員ある、まち呑みの關係の職員らるゝよら算つれ丁一二

いは監査の取扱いの職員あるしは予算の執行に關する法律の規定に基づく職員、こういつたそれぞれの法律の規定に基づきまして、ある者は会計検査院の検査判決がなけ

れば解任されないと、いろいろな規定もありますし、また事故があつた者について、会計検査院が検定をして、その責任の有無をきめるといふように

なつてゐるものもあります。一般にそいつた会計関係でない職員も含めまして、園に対して損害をかけたという場合には、これはやはり一般的の

民法の規定といふものは国家公務員にも適用があるのだといふうに、いろいろ学説上はそれそれ争はれてゐるが、どういへばうつておきたい

るいは故意というような場合にまで、公務員は責任を負わないのだというような解釈は、現在のいろ

いろんな立法から考えますと、公法上の行為につきまして無質であるというような積極的な解釈はできないのではないかということ、ふうに私ども考えま

○有馬委員 法制局にお伺いしたいのですが、いわゆる国家公務員の場合には国との間には公法上

の契約であつて、一般にここでこの前から問題にいたしておりますところの私法上の労務者が資本主に負担を二重化する場合責任二重化は

三はお嘗て上へた場合の賠償責任といふものはないものと理解しておるのですけれども、もし國家公務員法のどこかにでもそういう賠償責任がある

○荒井政府委員　國家公務員法自体の中では公務のだといふ根拠があつたならばお教えを願いたいと思うのです。

員が因こ重大な損害を蒙る事、その所掌事務なり

公権力の行使の主体と客体との間における責任關係ということとは異なるわけでございます。第一点がそれでございます。

それから会計検査院法の規定で再検定の規定がされておりますと、弁償責任がないと検定した場合に、なお「その検定が不当であることを発見したときは五年間限り再検定をすることができる」とあります。それはその公務員にとって不利な事項であるといふものについて、まあ特段に規定をしたということでおべん会計検査院が有る貢検定をされた、しかしながらあとよく考えてみると、その有責検定の判定が誤つておつたといふことがかりにあつた、あるいは金額を訂正すべきであるというようなことがあつたとしますと、これは行政法の一般理論で救済されるということではないかと存じます。

○有馬委員 これは会計検査院法の行政審判だと思うのですが、これは最終のものでしよう。

○荒井政府委員 会議機関省院の検定は行政省内におきましては、その責任をもつて決定し得るいわば最終的な機関でありますけれども、それで法律的に見て弁償責任があらゆる意味において最終的にきまるかといえば、そうではございませんで、これは訴訟によって最終的には裁判所が決定するということになると存じます。

○有馬委員 それでは終審的なものではないといふことですね。

○荒井政府委員 はい。

○有馬委員 とすれば、いかなる道が開かれているか、その点を明らかにしていただきたい。時間がありませんから、ぼくから具体的にお伺いいたしますが、不服な当事者が民事裁判所に出頭して訴訟した場合に行政事件訴訟特例法の適用を受けられるかどうか、この二点を明らかにしていただきたい。

○荒井政府委員 その点につきましては、憲法三十二条で「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」とされておりまし、行政事

件訴訟法に括きましては、公権力の違法な行使と
いうものによって、その処分に不服があるといふ
場合には、行政事件訴訟法を提起できるといふこ
とでございまして、その場合の会計検査院の有責
検定といふものにつきましても、これはやはり公
権力の行使としていわば公法的に決定されたとい
うものでござりますから、それについて行政事件
訴訟が提起できるのは当然だと思います。
○吉田委員長　ただいま議題となつております各
案中、会計法の一部を改正する法律案及び物品管
理法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑
はこれにて終了いたしました。

○吉田泰賀長　これより討論に入るのです。が、両案につきましては討論の申し出がありませ
んので、直ちに採決に入ります。
おはかりいたします。両案を原案のとおり可決
するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
両案はいすれも原案のとおり可決いたしました。
ただいま議決いたしました両法律案に関する委
員会報告書の作成等につきましては委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。
〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 引き続き、国の会計に関する件について調査を進めます。

○有馬輝武君。質疑の通告がありますので、これを許します。

をしたいのは、予算執行職員等の責任に関する法

律、それから会計検査院法、いまのこの両規定といふものは、例外規定を設けるからにはそれなりの理由がなければならぬと思うのであります。法制局としてのこの例外規定を設けた理由についてお聞かせを、よろしくと存ひます。

○荒井政府委員　國と公務員との間には、公法上の契約といふ色合いはついておりますけれども、性質的には雇用に関する契約關係があるわけでございますが、それは正当にその職務内容にかかる

る事務を執行するということについての契約であり、合意でございまして、そのまかされましては違法なところの事務を遂行するにあたりましては違法などとはしない、また違法なことをし、それによつて國に損害を与えたという場合にはそれ相応の責任を持つてもらうということが伴いますことは、それは國の場合であるとあるいは國以外の團體等でありますとを問はず一般的な理論として考えられるわけでございます。その場合に公務員の勤務関係は、いつまよふ見合にこつて見合にござる

保としないものは、公法規範によって規制されており、その弁償責任につきましても、一般私法の理論によらないで、その当該の公法において最も相当と考えられる内容のものを規定しておるというのが現行法の姿であるといふに考え方ますので、その弁償責任につきましても、一般私法の理論によらないで、その当該の公法において最も相当と考えられる内容のものを規定しておると

○有馬委員、公法上のそういう規定を設けるとい
う考え方もある、別な考え方があるので、その点
を公法上のこういった予算執行職員等の責任に關
す。

する法律、会計検査院法の三十一条、三十二条、
これを特に設けた、公法上の責任があるという立
場をとられたその立法の趣旨についてお伺いをし
ておるわけです。

ことと異なりまして、会計職員が金銭の出納保管をしておりますとか、あるいは予算執行職員がその支出等に関する事務を行なうという場合に、その法規の適用を誤り、金銭を不当になくし、あるいは出さなくともよい支出をするというようなことをして国家に損害を加えただいう場合におきま

○鳩山政府委員 私どもも最終的には民事裁判になるというふうに考えます。たゞいまの法剣局の見解と私どもは同じに考えております。

○有馬委員 それでは統けて、先ほどちょっと中斷いたしましたけれども、会計検査院法の三十二条によるもの考え方といふものは職権主義といふものが非常に強くなつておる。しかもその具体的なやり方としては当事者訴訟主義といふものを排除しておるのでありますけれども、この点について先

○鳩山政府委員 私どもも最終的には民事裁判になるというふうに考えます。たゞまの法制局の見解と私どもは同じに考えております。

断いたしましたけれども、会計検査院法の三十二条によるものの考え方といふものは職権主義というものが非常に強くなつておる。しかもその具体的なあり方としては当事者訴訟主義といふものを持たれてゐるのですけれども、この点について先

道が開かれてない、この関連がどうしてものみ込めないのでされども、法制局からこの点について一度お聞かせをいただきたいと思います。

○荒井政府委員 会計検査院法の三十二条の中では、会計検査院が一定の場合に再検定をすることができるということを規定しております。そのためできる場合の要件として、弁償責任がないと検定した場合であって、しかもその後に検定が不当であることを発見したときだというふうに法律の規定自体書いておりますけれども、その再検定をすることはできるというのは、行政法規の一般理論からいいますと、怠のための規定であるといふに考えられますし、その逆の場合に再検定をすることができないというふうに解される規定であるかといいますと、この規定の真実の趣旨と申しますか、先ほど私、行政法の一般理論として、行政処分をすることができる決定権を持つているところの機関というものは、その決定にして誤りありというふうに認めます場合には、もちろんその行政処分を正しいものとしてなすべき責務を負つておりますから、その処分というものを改めるということは、これは行政法上当然の理論で、たとえば決定をすることができるとか更正をすることができるということは一べんしか書いていないとしましても、その決定にして誤りありという場合に再決定をするということは当然の条理でござります。その意味でこの会計検査院法に、ある場合は規定だけしか書いていないとしても、さればその会計検査院としては、不正当なる検定をしまま放置することが会計検査院法全体の精神からいって認められるものであるかといえば、決してそのように解すべきものではないのではないか、それはやはり行政庁としては正しい行政処分をするという責務を負っているという点におきまして、誤っていると考えながら再検定ができない、という筋はないものだというふうに解します。

この点について私は法律家である鑑治政務次官にお伺いしたいと思いますのは、先ほど私がお尋ねしましたように、少なくとも國家公務員は原則として賠償責任を負わない。これは國家公務員法、またさかのぼれば憲法の精神にのつとつておると思うのです。それを特に例外規定を設けて、その救済規定が、たとえば先ほど民事裁判所、行政事件訴訟特例法の適用を受けるということである程度納得ができたのであります、この点について予算執行職員等の責任に関する法律と会計検査院法の懲戒処分要求制度というものは、原則として賠償責任を負わない、この趣旨と背反するものではないかといら見解がどうしても私からはぬぐえないのであります、この点について政務次官の御見解を伺わせていただきたいと思います。

○鑑治政府委員 行政上のことはあまり詳しく知りませんのですが、これはたしか戦前はあなたの言われたようになかったはずです。その後、そういうものがなくちゃいかぬということで新しく法律ができたと覚えておるのですが、そこで特に、その故意、重過失の場合だけに責任があるということがなっております。それから懲戒のほうは、これは損害賠償をする、せぬにかかわらず、職務上に対する責任として追及されるべきことですから、懲念が違うのじゃないかと思うのですが、そういう意味で、職務に背反したる場合は懲戒の処分をする、それによって物質的に國に損害を与えた場合は、特に故意、重過失の場合は損害賠償の請求ができる、こういうことになっておると思います。

それから、先ほどから議論になつておりましたのが、それじやそれに対し不服があれはどうか、これはやはり責任をとらされるのですから、不服があれば道を開いておかなければならぬということで、特に抗告の規定を設けて、行政訴訟を起して争うことができる、こういうふうに解釈してしかるべきじゃないかと思います。

○有馬委員 この問題については私はまだ相当議論が残つておりますので——法律は理事会の話し

○吉田委員長 次会は、来るたる九月十四日午後十時より
合いによりまして上げましたけれども、なお引き続き
は本会議が二時からありますのでこれでよしと
おきますが、後日あらためてまた法制局と大蔵省の
と、それから会計検査院の三者立ち合いの上で論
議をいたしたいと思いますから、懸案にして残し
ておきたいと思います。

年分の合計所得金額及び所得税の額は、当該主たる所得者が当該合算対象世帯員の同条第一項に規定する資産所得を有するものとみなして命令の定めるところにより計算した金額とする。

目次
第一章 国税に関する法律の一部改正(第一条)
第二十九条

第二章 その他の法令の一部改正（第三十条— 第七十三条）

附錄

第一章 國稅に關する法律の一節改正

灾害被害者に対する租税の减免、徵収猶

議する法律の一部改正

災害被災者に対する租税の減免 律

卷之二十一

卷之三

尋金額、限識所得の金額及_レ山林所得

を「第二十二条に規定する総所得金額、

「得金額及び山林所得金額」に、「第十二条

規定による雜損控除額の控除をしない者

第一項の規定の適用を受ける。

周易卷之二

所專說去第九十二條第一項)現三)通

ある場合においては、同類の規定する定

所得者及び合算対象世帯員の前項に規定

卷之三

第十一条中「所得稅法(昭和二十一年法律第十七号)第七条第四項」を「所得稅法(昭和四十年法律第十一号)第二条第一項第十五号」に改める。
(企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一一部改正)
第五条　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)の一部を次のように改める。
第二条第二項中「法人稅法(昭和二十二年法律第二十八号)第七条」を「法人稅法(昭和四十年法律第十一号)第一編第五章」に改め、同条第三項中「所得稅法(昭和二十一年法律第二十七号)」を「所得稅法(昭和四十年法律第十一号)」に、「所得の計算上損金又は必要な経費」を「所得の金額の計算上損金」に改める。
第六条　地方道路稅法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改める。
(地方道路稅法の一一部改正)
第六条　地方道路稅法(昭和三十年法律第百四号)の下に「第一項」を加える。
(租稅特別措置法の一一部改正)
第七条　租稅特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)の一部を次のように改める。
目次中「第三款の二　鉱業所得の課稅の特例(第二十二条・第二十三条)」を「第三款の二(第二十二条・第二十三条)」に、「第三款の二鉱業所得の課稅の特例(第二十二条・第二十三条)」に、「第三款の二新規重要物産の製造等による所得の免稅(第二十三条)」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に、「第五十七条の二」を「第五十七条の二(第五十八条の二・第五十八条の三)」に、「第五十七条の二(第五十八条の二・第五十八条の三)」に改める。
(第五十八条の四)

第一条中「所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人稅法(昭和二十二年法律第二十八号)」を「所得稅法(昭和四十年法律第二十九号)、法人稅法(昭和四十年法律第三十号)」に改める。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 居住者又は非居住者 それぞれ所得稅法 第二条第一項第三号又は第五号に規定する 居住者又は非居住者をいう。

二 内國法人又は外國法人 それぞれ所得稅法 第二条第一項第六号又は第七号に規定する 内國法人又は外國法人をいい、それぞれ 同項第八号に規定する人格のない社団等で、 同法の施行地に本店若しくは主たる事務所 を有するもの又は同法の施行地外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

三 国内に恒久的施設を有する非居住者 所得稅法第六百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者をいう。

四 国内に恒久的施設を有する外國法人 人稅法第一百四十二条第一号から第三号まで に掲げる外國法人をいう。

五 公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、証券投資信託又は公社債投資信託 それぞれ所得稅法第二条第一項第九号から第十三号まで又は第十五号に規定する公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、証券投資信託又は公社債投資信託をいう。

六 利子所得、配當所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得 それぞれ所得稅法第二編 第二章第二節第一款に規定する利子所得、配當所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得の金額、山林所得の金額、事業所得の金額、不動產所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額、譲渡所得の金額

八 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

九 確定申告書 所得税法第二条第一項第三項
金額 それぞれ所得税法第二十二条第二項
又は第三項に規定する確定申告書をいう。

十 青色申告書 所得税法第二条第一項第三項
十九号に規定する青色申告書をいう。

十一 期限後申告書 国税通則法第十八条第一項
二項に規定する期限後申告書をいう。

十二 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十三 確定申告期限 所得税法第二条第一項
第四十号に規定する確定申告期限をいう。

十四 更正の請求 国税通則法第二十三条第一項
二項に規定する更正の請求をいう。

十五条 第二条第二項各号を次のように改める。

一 内国法人 法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で同法の施行地に本店又は主たる事務所をするものを含む。

二 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

三 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

四 資本積立金額 法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額をいう。

五 利益積立金額 法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額をいう。

六 固定資産 法人税法第二条第二十三号に規定する固定資産をいう。

七 減価償却資産 法人税法第二条第二十四号に規定する減価償却資産をいう。

八 損金経理 法人税法第二条第二十六号に規定する損金経理をいう。

九 確定期申告書 法人税法第二条第三十号に規定する中期申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び

同法第二条第三十一条に規定する確定申告書をいう。

十一 期限後申告書 法人税法第二条第四十号に規定する青色申告書を「青色申告書」といふ。
二項に規定する期限後申告書を「期限後申告書」といふ。

第二章中「事業所得の計算上」を「事業所得の金額の計算上」に、「減価償却費」を「償却費」に、「必要な経費」を「経費」に、「確定申告書等」を「確定申告書」に改める。

第三条第一項中「所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「公債、社債（特別の法令により設立された法人の発行する債券を含む。以下同じ。）若しくは預金の利子、合同運用信託の利益又は」を「公社債若しくは預金の利息又は合同運用信託若しくは」に、「同法第九条第一項及び第十三条」を「所得税法第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第百六十五条」に、「利子所得の金額」を「金額」に改め、同条第二項中「法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この章において同じ。」で所得税法第十八条第一項又は第四項に規定するもの」を「国内法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」に、

第十八条第一項又は第二項」を「第一百七十五条又は第一百七十九条」に改め、同条第三項中「第三十七条又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第一百八十二条又は第二百十三条」に改め、同条第四項中「第五十九条及び第六十一条」を「第二百二十四条及び第二百二十五条第一項」に改め、同条第五項中「所得税法の施行地に同法第八条第五項及び第六項を「第一百六十条第二項及び第三項並びに第二百十四条第二項及び第三項」に改め、同条第七項を次のように改める。

第一項から第三項までの規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者のうち所得税法第一百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げるものが支払を受ける利子所得でその者のこれらの号に規定する事業に帰せられないもの、国内に恒久的施設を有する外国法人のうち法人税法第一百四十二条第二号又は第三号に掲げるもののが支払を受ける利子所得で当該外国法人のこれらの号に規定する事業に帰せられないものその他政令で定める利子所得については、適用しない。

第七条ただし書を削り、同条に次の一項を加え。 そ。

社債に改め、同項第三号中「預金」を「預貯金」に改め、同項第四号中「利益」を「収益の分配」に改め、同条第二項中「利益の支払を受ける」を「収益の分配につき支払を受ける」に、「利益のうち」を「収益の分配のうち」に、「利子又は利息の支払」を「その支払」に改める。

第八条の二第一項中「所得稅法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法第二十九条第一項及び第十三条」を「所得稅法第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第六百五十二条」に改め、同項に後段として次のように加える。

一項中「第三十七条规定又は第四十一条第一項」を
「第一百八十二条又は第二百二十三条第一項」に改め
る。

第八条の四第一項中「所得税法の施行地に同
法第一条第三項第一号に規定する事業を有す
る」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法第
二十六条、第二十六条の二及び第二十九条第一
項から第三項まで」を「所得税法第一百二十条、第
一百二十三条若しくは第一百二十七条（これらの規
定を同法第六十六条において準用する場合を
含む。）」に、「合計所得金額、総所得金額若しく
はその他の所得の金額又は配当控除額」を「総所
得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又

項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第四十九条第一項」に、「同条第二項」を「第四十九条第一項」に、「同条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十二条の二第一項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十三条第一項中「(起重機等の搬送設備を含む。)」を削り、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第二項第一項」に改める。

2　国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対しても支払う前項に規定する利子については、当該利子がこれらの者の所得税法の施行地において行なう事業に帰せられない利子として政令で定めるものに該当する場合に限り、同項の規定を適用する。

この場合において、当該配当所得について
は、同法第九十二条第一項の規定は、適用し
ない。

第八条の二第二項中「法人で所得税法第十八
条第一項又は第四項に規定するもの」を「国内法
人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」に、
同法第十八条第一項又は第二項を「所得税法
第一百七十五条又は第一百七十九条」に改め、同条
第三項中「第三十七条又は第四十一条第一項若
しくは第二項」を「第一百八十二条又は第三百十三
条」に改め、同条第四項中「第五十九条及び第六
十一条中当該配当所得に係る部分並びに第六十

は同法第二百二十二条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額に、「これらの規定」を同法第二百二十二条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に改め、同条第二項中「第五十九条及び第六十一条の三までの規定」を「第二百二十四条及び第二百二十五条」に改め、同条第三項中「配当控除額」を「配当控除の額」に改める。

第十三条の三第一項中「事業所得の総収入金額」を「事業所得に係る総収入金額」に、「第二百六十六条において準用する場合を含む。」に、「個人の有する固定資産」を「個人の有する同法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産」に、「当該固定資産」を「当該減価償却資産」に改め、同条第二項中「当該固定資産」を「当該減価償却資産」に、「第十条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

ただし、当該各号に掲げる利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に對して支払うものでこれらの者の同法の施行地において行なう事業に歸せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第八条第一項中「公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益」を「公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配」に、「第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七八条、第一百七十九条及び第一百十二条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号及び第二号中「公債又は社債」を「公

第一条の四¹⁾を第二百二十四条及び第二百五十条中当該配当所得に係る部分に改める。
第八条の三第一項中「所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法の施行地」を「所得税法の施行地」に、「第九条第一項及び第十三条²⁾」を「第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第百六十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

第八条の三第一項第一号中「第五条第一項」を「第二十五条第一項又は第二項」に改め、同条第

に改め、「(利息の配当を除く。)」を削り、「同条」を「同項」に改める。

第九条第一項中「所得税法第四十一条第三項に規定する非居住者又は同法第十八条第一項若しくは第四項に規定する法人」を「国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」に、「第十八条第一項及び第二項、第三十七条並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第一百七十五条、第一百七十九条、第一百八十二条及び第二百十三条」に改める。

第十一條第一項中「固定資産」を「所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産」に、「所得税法第十条第二項」を「同法第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第二

業所得の総収入金額」を「事業所得に係る総収入金額」に改め、同条第八項中「確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限」を「所得税に係る確定申告期限」に改め、同条第十項中「事業所得の基団となる」を「事業所得を生ずべき」に、「固定資産」を「減価償却資産」に改める。第十四条第一項及び第二項中「不動産所得」を「不動産所得の金額」に、「第十条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

は当該贈与により取得した山林で所得税法第五十九条第二項の規定の適用を受けなかつたもの「を加え、同条第四項中の「額」を「同項に規定する伐採費、運搬費その他の大蔵省令で定める費用を除く。」に改める。

第三十条の二第一項中「第五条の二第一項」を「第五十九条第一項第一号」に、「山林所得」を「当該伐採又は譲渡に係る山林所得」に、「第九条第一項第七号」を「第三十二条第三項」に、「同号に」を「同項に」に、「同号の規定を適用して計算した」と「当該残額に相当する」に、「当該計算した」と「当該残額に相当する」に改める。

第三十一条第一項中「第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第一項第十六条号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの」に、「経費」を「費用」に、「代替資産の取得価額」を「代替資産に係る取得に要した金額（以下第四十一条の八までにおいて「取得価額」という。）」に、「第九条第一項」を「第三十二条又は第三十三条」に改め、同条第三項第一号中「第九条第一項第八号の不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為」を「第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの」に改め、同条第五項中「所得の計算」を「山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算」に改める。

第三十二条第一項中「第九条第一項」を「以下第三十九条までにおいて同じ。」又は贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により相続人に對する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）又は贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により相続人に對する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）

において同じ。)があつたとき」に改め、「当該譲渡の下に「相続」を、「建築物の譲渡」の下に「相続」を加え、「第九条第一項」を「第二十条、第三十三条、第三十五条、第四十条又は第五十九条」に改める。

第三十三条第一項中「第九条第一項第七号又は第八号」を「第三十二条又は第三十三条」に、「総収入金額」を「収入金額」に、「譲渡所得の金額」を「譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基団となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額」に、「譲渡につきこれらの規定に準じて計算した」を「譲渡に係るこれらの残額に相当する」に改め、同条第二項中「資産の譲渡につき」を「資産の譲渡に係るこれらの残額に相当する金額」に、「部分の譲渡につき、政令で定めることにより」を「部分の譲渡に係るこれらの残額に相当する金額」として政令で定めることにより計算した金額」に改める。

第三十三条の二第一項中「計算した金額」を「残額に相当する金額」に改める。

第三十三条の三第二項中「所得税額」を「所得税の額」に改める。

第三十四条第一項中「第十条第二項」を「第十九条第一項」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に、「山林所得又は譲渡所得」を「事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額」に改め、「譲渡資産の取得価額」の下に「並びに設備費及び改良費の額の合計額(以下第三十七条、第三十八条の八及び第三十九条において「取得価額等」という。)」を加え、同項第一号及び第二号中「経費」を「費用」に改め、同条第二項中「第九条第一項第七号及び第八号の規定に準じて計算した同項第七号に規定する残額及び同法第二条第八号に規定する譲渡所得の金額」を「第三十三条第二項に規定する残額」に改める。

第三十六条第四項中「所得税額」を「所得税の法第三十二条第三項に規定する残額及び同法第三十三条第三項に規定する残額」に改める。

第三十七条中「譲渡所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に、「譲渡所得を計算する」を「経費」を「費用」に改め、同条各号中「譲渡財産の取得価額」を「譲渡財産の取得価額等」に改める。

第三十八条の二第一項中「第九条第一項第八号」を「第三十三条第三項」に、「同号に規定する譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につき同号の規定を適用して計算した」を「当該資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する」に、「当該計算した金額が」を当該譲渡益に相当する金額がに、「当該計算した金額に」を「当該譲渡益に」に改め、同条第二項中「所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に改める。

第三十八条の三第一項中「第十条の二第二項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準する資産で政令で定めるもの」に、「第九条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十八条の五第一項中「譲渡所得」を「譲渡所得の金額」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に改める。

第三十八条の六第一項中「第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準する資産で政令で定めるもの」に改め、「(起重機等の搬送設備を含む。以下この条及び第三十八条の九において同じ。)」を削り、「第九条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十八条の八第一項中「譲渡所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に、「譲渡所得を計算する」を「譲渡所得の金額を計算する」に、「経費」を「費用」に改め、同項第一号中「譲渡資産の取得価額」を「譲渡資産の取得価額等」に改める。

第三十九条の十一第二項中「譲渡所得」を「譲渡
統一」を加え、同条第三項中「遺贈の場合にあつては」を「相続の場合にあつては相続人とし、
遺贈の場合にあつては」に、「(包括受遺者を含む。)」を「(包括受遺者を含む。)とする。」に、「第五
条の二第二項を「第五十九条第二項」に改め、
同条第六項中「所得の計算」を「所得の金額の計
算」に改める。

第三十八条の十二第一項中「第九条第一項第
七号又は第八号」を「第三十二条又は第三十三
条に、「山林所得に係る」を、「同法第三十二
条第三項に規定する」に、「譲渡所得の金額」を
「同法第三十三条第三項に規定する譲渡益」に、
「譲渡につきこれら」の規定を適用して計算した
金額」を「譲渡に係る当該残額又は譲渡益に相当
する金額」に、「当該計算した金額が百万円に
満たない場合には、当該計算した金額に相当す
る金額」を控除した金額(山林所得に係る当該計
算した金額及び譲渡所得に係る当該計算した金
額が)を「当該残額又は譲渡益に相当する金額
が百万円に満たない場合には、当該残額又は譲
渡益に相当する金額)を控除した金額(当該残額
に相当する金額と当該譲渡益に相当する金額と
が)に改め、同条第五項中「所得税額」を「所得税
の額」に改める。

第三十九条第一項中「第九条第一項第八号」を
第三十三条に改め、同条第二項を次のように
改める。

2 前項の規定の適用を受けた交換により取得
した機械若しくは器具について所得税法第四
十九条第一項の規定により償却費の額を計算
するとき、又は当該機械若しくは器具の譲
渡、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合に
おいて、譲渡所得の金額を計算するときは、
当該交換により譲渡した機械又は器具の取得
の時期及び取得価額等(当該交換に際して當
該譲渡した機械又は器具のほか、金銭その他

の財産を提供したときは、当該金銭の額及び
金銭以外の財産の価額を加算した金額)を当
該交換により取得した機械又は器具の取得の
時刻及び取得価額とみなす。
一項を加える。

5 第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又
は遺贈について所得税法第九十一条第一項の
規定の適用がある場合における同条の規定の
適用については、同条第二項中「寄附金(学校の
入学に関するものを除く。)」とあるの
は、「寄附金(租税特別措置法第四十条第一項
項(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡
所得等の非課税)」の規定の適用を受けるもの
のうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に
係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑
所得の金額に相当する部分及び学校の入学に
関してするものを除く。)」とする。

第四十一条中「相続税法の規定により」を「第
七十一条の四第九項又は相続税法第四十一条第二
項の許可を受けてに、「第九条第一項第七号又
は第八号」を「第三十二条又は第三十三条」に改
める。

第四十二条の七第一項中「第二条第二項」を
「第二条第一項第四号」に、「所得税額」を「所得
税の額」に改め、同条第三項中「第二十六条第三
項第三号に掲げる所得税額(同法第二十九条第三
項から第三項までの規定による申告書にあつ
ては、これらの申告書に記載すべき当該所得税
額に相当する税額)」を「第一百二十条第一項第三
号に掲げる所得税の額」に改める。

第四十三条第一項に規定する「を削る。
第九条第一項の規定による申告書」に、「所
得税法第一項中「所得の計算上」を
「当該申告書の提出期限前に提出するものに
限る。以下第三項において同じ。」を「所得税法
第一項の規定による申告書」に、「所
得税法第一項に規定する」を削る。

納付すべきものの額」を同法第百二十八条に規定する納期において定する第三期において納付すべき所得税の額」に、「譲渡所得」を「譲渡所得の金額」に、「当該年分の確定申告書」を「当該申告書」に、「同項の規定」を「同条の規定」に改め、同条第三項中「確定申告書に、同項」を「所得税法第二百二十一条第一項の規定による申告書に、第一項」に改め、同条第四項中「確定申告書」を「申告書」に改め、同条第七項中「第三十条第一項」を「第二百二十八条」に改める。

「法人税法第九条第七項に
ては、
その他の法人
の
軽減税率適用所得金額
以下の所得金額から
軽減税率適用所得金額
以下の所得金額から
「法人税法第一項中「当該事業年度の所得」
を「当該事業年度の所得の金額」に、「所得と
する計算上」を「所得の金額の計算上」に、「損金
に」を「損金の額に」に改める。
第四十二条第一項中「当該事業年度の所得」

し」を「所得の金額」としに、「第九条の六」を「第
二十三条」に、「第十七条第一項第一号」を「第六
十六条第一項又は第二項」に、「次の税率」を、次
の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲
げる法人
の百分の十九
るのうち年三百万円
る部分の金額
のうち年三百万円
百分の二十二
のうち年三百万円
部分の金額以外
百分の二十六

第四十一条の十一第一項第一号中「確定申告書」を「所得稅法第二百二十条第一項の規定による申告書」に、「第二十六条第六項又は第二十九条第一項」を「第二百二十四条第一項(同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二百五十五条第一項」に、「所得稅法第三十条第二項又は第三十四条第一項」を「同法第二百二十九条に、「譲渡所得を譲渡所得の金額に改め、同条第六項第一項」を「第二百二十九条」に改め、同条第二項中「第三十条第二項又は第三十四条第一項」を「第二百二十九条」に改め、同条第六項中「(当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合には、同項第一号の場合にあつてはその延納に係る所得税の前条第一項の規定による納期の翌日から、それぞれ、その完納の日までの期間)」を削り、「当該所得稅額」を「稅額」に改める。

第四十一条の十一ただし書を次のように改める。

ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の所得稅法の施行地において行なう事業に帰せられるもののその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第三章中「益金に」を「益金の額に」に、「所得

「法人税法第九条第七項に
ては、
その他の法人
の
軽減税率適用所得金額
以下の所得金額から
軽減税率適用所得金額
以下の所得金額から
「法人税法第一項中「当該事業年度の所得」
を、「当該事業年度の所得の金額」に、「所得と
する金額に」に改める。

ついては、同項中「第六十六条第一項又は第二項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「第六十六条第一項又は第二項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）及び租税特別措置法第四十二条第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」と、同法第七十四条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」とする。

第四十二条の二第一項中「第九条の六」を「第二十三条」に改め、同条第二項中「総損金」を「損金の額」に、「総益金」を「益金の額」に改め、同条第三項中「第五条第一項各号に掲げる法人」を「第二条第六号に規定する公益法人等」に、「第九条の六第一項」を「第二条第二十八号」に、「同条第二項」を「同法第二十四条」に、「分配により受けた金額」を「分配の額」に、「第十七条」を「第九十九条」に改める。

第四十三条第一項中「固定資産」を「減価償却資産」に改め、同項の表の第七号中「繕給」を削除。

日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していいた渇水準備金勘定の金額で当該繰入れをした事業年度終了の日において有するものに達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 前項の規定の適用については、法人が同項の規定の適用を受けた最初の事業年度終了の日後第二項から前項までの規定により益金の額に算入された金額は、まず、青色申告書の提出の承認の取消しの基団となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していいた渇水準備金勘定の金額から成るものとみなす。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の渇水準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。

（延約損失補償準備金勘定への繰入金額及び違約損失補てん額の損金算入等）

第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十号）第二条第一項に規定する商品取引所又は証券取引所であるものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、違約損失補てん額の損金算入する。

第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で

業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
一、当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失の補てんに充てる目的で、当該事業年度において政令で定める方法によりその会員から徴収する金額

二、当該各商品市場又は有価証券市場における会員の売買取引の違約により生ずべき損失の見積額として政令で定める金額（以下次項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該各商品市場又は有価

証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は

前事業年度終了の日までに次項若しくは第五項において準用する前条第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項の規定により益金の額に算入された金額又は前条第五項の規定により益金の額に算入された金額（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）において、当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

3 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取りくずした場合その取りくずした日における当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後違約損失補償準備金勘定に繰り入れた金額で同

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後違約損失補償準備金勘定に繰り入れた金額で同

6 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により当該違約損失補償準備金勘定の金額が当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補てん額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

8 第一項の法人がその会員の被つた違約損失を損金経理により違約損失補償準備金勘定に算入したときは、当該繰入金額は、当該事業年度において有する商品市場又は有価証券市場においてその会員が被つた違約損失を補てんすることとなつた場合には、その補てんすることとなつた日当する金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 前項の法人が違約損失を補てんした後において、求償権の行使により当該損失の発生の原因となつた売買取引の違約をした者から金銭その他の資産の給付を受けたときは、その給付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

こととなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一、当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失の補てんに充てる目的で、当該事業年度において政令で定める方法によりその会員から徴収する金額

二、当該閉鎖の日における当該商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額

一、当該閉鎖の日における当該商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額

二、当該解散の日における違約損失補償準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三、前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額を取りくずした場合その取りくずした日における当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額（うちその取りくずした場合その取りくずした日における当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額を取りくずした場合その取りくずした日における当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額）

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後違約損失補償準備金勘定に繰り入れた金額で同

6 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定により当該違約損失補償準備金勘定の金額が当該各商品市場又は有価証券市場においてその会員が被つた違約損失を補てんすることとなつた場合には、その補てんすることとなつた日当する金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

8 第一項の法人がその会員の被つた違約損失を損金経理により損金経理により違約損失補償準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二

9 前項の規定により当該違約損失補償準備金勘定の金額が当該各商品市場又は有価証券市場においてその会員が被つた違約損失を補てんすることとなつた場合には、その補てんすることとなつた日当する金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法人 同法第八十八条第一項

二、外國保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十四号）第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法

人 同法第十三条

は、その損失の補てんに充てた金額は、その損失の補てんに充てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の法人が違約損失を補てんした後において、求償権の行使により当該損失の発生の原因となつた売買取引の違約をした者から金銭その他の資産の給付を受けたときは、その給付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一、当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失の補てんに充てる目的で、当該事業年度において政令で定める方法によりその会員から徴収する金額

二、当該閉鎖の日における当該商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額

一、当該閉鎖の日における当該商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額

二、当該解散の日における違約損失補償準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三、前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額を取りくずした場合その取りくずした日における当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額（うちその取りくずした場合その取りくずした日における当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額を取りくずした場合その取りくずした日における当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額）

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後違約損失補償準備金勘定に繰り入れた金額で同

6 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定により当該違約損失補償準備金勘定の金額が当該各商品市場又は有価証券市場においてその会員が被つた違約損失を補てんすることとなつた場合には、その補てんすることとなつた日当する金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

8 第一項の法人がその会員の被つた違約損失を損金経理により損金経理により違約損失補償準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二

9 前項の規定により当該違約損失補償準備金勘定の金額が当該各商品市場又は有価証券市場においてその会員が被つた違約損失を補てんすることとなつた場合には、その補てんすることとなつた日当する金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法人 同法第八十八条第一項

二、外國保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十四号）第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法

人 同法第十三条

により設立した法人では各被合併法人が、それぞれ同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額の合計額)がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算

上、益金の額に算入する。

法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた

日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項に規定する簡易金保証事業を廃止した場合 当該廃止の日における異常風險準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における異常風險準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたもの を除く。)

三 前三項、前二号及び次項の場合以外の場

合において異常危険準備金の金額を取りくずした場合、その取りくずした日における異常危険準備金の金額のうちのその取りくず

第十五項及び第六項の規定
した金額に相当する金額

は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の

届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受

度の所得の金額の計算上損金の額に算入され
けた後異常危険準備金として積み立てた金額
で同項の規定により当該積立をして事業年

第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十四条第十項、第十一項及び第十二項
前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積
み立てている法人が合併した場合について準

第五十九条第一項中「法人税法第六条第一項」を「第五十八条の四第一項」に改め、同条第三項中「第十八条から第二十一条まで」を「第七十一條第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六項中「第十八条又是第二十一条の規定による申告書（これらの申告書）」を「第七十四条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第七項中「第十六条第一項」を「第二条第十八号」に、「同項」を「同号イ(1)」に改め、同条第七項中「及び第十一項」を、「第十一項及び第十二項前段」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第十六条第二項及び第三項」に改める。

第五十八条の二第一項中「以下の金額を」の下に「損金控除により」を加え、同条第五項中「届出」を「届出手書の提出」に改め、同条第七項中「及び第十一項」を、「第十一項及び第十二項前段」に、「合併により消滅した」を「合併した」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十八条の二第三項」と読み替えるものとする。

第五十八条の三第四項中「第十六条第一項」を「第二条第十八号」に、「同項」を「同号イ(1)」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第十六条第二項及び第三項」に改める。

第三章第三節の二の次に次の一節を加える。

第三節の三 新規重要物産の製造等による所得の免税

（新規重要物産の製造等による所得の免税）

第五十八条の四 青色申告書を提出する法人が政令で定める期間内に新規重要物産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備の増設（その増設に着手する前に有していたそ

の増設に係る新規重要物産の製造又は産出の能力に比し十分の一以上に相当する製造又は産出の能力を増加したものに限る。以下この条において同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該事業を開始し、又はその設備の増設をした日を含む事業年度及び当該事業年度の翌事業年度開始の日以後三年以内に終了する事業年度(これらのうち清算中の事業年度を除く。)において、当該事業の開始のために施設した設備又はその増設をした設備による当該新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得(当該法人が発明し、又は考案した当該新規重要物産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術によって生産方式又はこれらに準ずるものとの譲渡又は提供による所得がある場合には、当該所得を含む。以下この条において同じ。)につき、各事業年度の所得に対する法人税(法人税法第六十七条の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定により加算する金額に係る法人税を除く。)を免除する。

3 第一項に規定する新規重要物産とは、国民経済上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造又は採掘の技術が確立されていないこと、需要の見とおしが困難であること、その他の事由によりその製造又は採掘の事業の開始に当たり採算について著しく不安があるものとして政令で定めるものをいう。

4 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による法人税の免除に關する申告の記載があり、かつ、その免除を受ける所得の金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により免除される法人税の額は、当該申告に係るその免除を受けるべき金額を限度とす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得に係る法人税の免除に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第二項中「控除する金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除する金額又は租税特別措置法第五十八条の四（新規重要な物産の製造等による所得の免税）の規定により免除する金額がある場合には、これらの金額」と、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）（第六十一条（同族会社の特別税率）を除く。）」とあるのは「前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）を除く。）及び租税特別措置法第五十八条の四（新規重要な物産の製造等による所得の免税）」と、同法第七十四条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」とする。

第五十九条第一項及び第二項中「積立金額」を「利益積立金額」に改め、同条第三項中「支出した」を「支出する」に改める。

第六十条第一項中「(昭和二十四年法律第百八

十一号)」を削り、「積立金額」を「利益積立金額」に、「再評価積立金額及び積立金額」を「及び利益積立金額」に改める。

第六十一条第一項中「積立金額」を「利益積立金額」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第七十四条第一項」に改め、同条第四項中「第十六条第一項」を「第二十条第十八号」に、「同項に」を「同一イ(1)に」に改める。

に、「資本積立金額及び再評価積立金額」を「及び資本積立金額」に改める。

定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第二十
一号に規定するたな卸資産」に「清算金の額に対
する当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額の

割合」を「清算金の額から当該譲渡した資産の譲直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合」に、「記

「帳割合」を「差益割合」に改め、「当該金額がない場合には一円とし、当該代替資産の取得価額が補賞金、対価又は清算金の額で当該代替資産

計算した金額にそのこえる金額を加算した金額である。以て、この東一郎は「五箇日長辰辰百

とする。以下この項において「日本語訳解説書」という。)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載し、又は当該金額を財産目録に

記載する」とに代えて「当該代替資産の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下の金額を引当金」を「以下この項において「圧縮限度

「金額」という)の範囲内での帳簿等の損益額を損益額により減額し、又はその帳簿等額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金額により引当金勘定に繰り入れる方法】に、「利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。」として経理した】を「当該金額をその確定した決算において利

益又は剩余额の処分により積立金として積み立てた方法を含む。)により経理したに、「その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額又は当該引当金として経理したを「その減額し、又は経理した」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定の適用を受けた代替資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該代替資産の取得価額に算入しない。

第六十四条の二第一項中「当該収用等のあつた日を含む事業年度」の下に「の確定した決算(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。以下この章において同じ。)」を加え、「額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、「(利益又は剩余额の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同条第三項中「取得価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「取得価額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、同条第六項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加え、同条第七項中「第十六条第一項」を「第二条第十八条」に「同項に」を「同号イ(1)に」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第六十七同条第二項及び第三項」に改める。

第六十五条第一項中「当該換地処分等」を「当該交換取得資産の価額から当該換地処分等」に、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した残額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額した」に、「その交換取得資産の価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額」に改め、同条第三項中「清算金の額に対する」を「清算金の額から」に、「記帳価額の割合」を「帳簿価額を控除した残額の当該償償金、対価若し

くは清算金の額に対する割合」に、「金額」に対する割合」を「金額から」に、「金額の割合」を「金額を控除した残額の当該補償金等の額に対する割合」に改め、同条第四項中「第二十二条の二」を「第一百二十二条第一項」に改め、同条第六項中「第六十四条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

合には、同項の規定により各事業年度の所得額の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

益害合を乗じて計算した金額を並該融波の日を含む事業年度の確定した決算においてに改め、「利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。」を削り、同条第三項中「取得価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除し

た金額」を「取得価額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、同条第七項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第六十五条の七第一項中「価額に対する」を「価額からその出資直前に、「の割合」を「を」を控除した残額の該価額に対する割合に、「記帳割合」と「差額割合」、「当該金額による、易

「軽害合」を「重害合」には、「三詰合算がない場合には、一円とする。以下この項において「圧縮記帳限度額」という。)を下らない金額をその

被領価額として財産目録に記載し、又は当該金額を財産目録に記載することに代えて、当該土地等の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金

額以下の金額を引当金（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として「（以下この項において「圧縮限度

額」という。)の範囲内でその帳簿衝額を損金経理により減額し、又はその帳簿余额を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金

経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該金額をその確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てた方法を

3 第六十五条の四第六項の規定は、第一項の
条に次の二項を加える。
「(一) 価額に相当する金額又は当該引当金として經理したを「その減額し、又は經理した」に改め、同
じく「(二) 価額に相当する金額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額又は当該引当金として經理した」に改め、同

の第一項を加える。

た」を「その減額し、又は經理した」に改め、同条に次の一項を加える。

規定の適用を受けた資産について準用する。
第六十五条の八第一項中「事業年度において」を「事業年度の確定した決算において」に、「価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「価額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、「(利益又は剩余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同条第三項中「価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「価額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第六十五条の四第六項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

第六十五条の九第一項中「清算所得」を「清算所得の金額」に、「益金」を「益金の額」に改め、同条第二項中「第九条の六第二項第一号又は第二号に掲げる金額」を「二十四条第一項に規定する金額及び金額以外の資産の価額」に改め、同条第三項中「第二十二条の二から第二十二条の四まで」を「第一百一条から第四条まで」に、「益金」を「益金の額」に改める。

第六十六条第一項中「資産につき」を「資産(以下この条において「交換取得資産」という。)の価額から」「下らない価額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該交換により取得した資産の価額と財産目録に記載した価額との差額」を「控除した金額」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額は、当該交換取得資産の取扱額に算入しない。

第六十六条の二の見出し中「清算所得」の下に

「の金額」を加え、同条第一項中「清算所得の金額のうちに法人税法第十三条第一項第二号に掲げる金額で積立金額以外の金額から成るもの」を「法人税法第百十二条第一項に規定する控除した金額のうちに当該被合併法人の同法第百十五条第三項に規定する利益積立金額から成るもの」に改め、同条中「欠損金で」を「法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額で」に、「当該

項又は第二百一条第一項に、「その該当する」を「そのみなされる」に、「積立金額」を「利益積立額」に改める。

第六十六条の五の見出し中「欠損金」を「欠損金額」に改め、同条中「欠損金で」を「法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額で」に、「当該

二項の下に「当該株式の価額から」を加え、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該資産の価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額」に改め、同条第二項中「(以下この条において「出資受入事業年度」という。)の下に」の確定した決算」を加え、「これを財産目録に記載するとともに」を削り、「帳簿価額から当該附記した金額を控除した金額」を「帳簿価額と当該附記し、又は経理した特別勘定の金額との差額に相当する金額」に改め、「又は当該出資受入法人が出資受入事業年度終了の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載している価額」を削り、「これらの金額又は価額」を「当該金額に改め、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「当該株式の価額として財産目録に記載した」を「当該特定出資資産につき財産目録に記載してある価額」を削り、「(これらの金額又は価額)を損金経理により減額した」に、「当該特定出資資産の価額とその財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額」に改め、同条第三項に規定する利益積立金額から成る金額に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中「第一項の規定により控除する金額のその控除」とあるのは、「第六十六条の三第一項に規定する利得積立金額から成る金額」を「当該被合併法人の法人税法第百十五条第一項第二号に掲げる金額で積立金額から成るもの」を「当該被合併法人の法人税法第百十五条第一項第二号に掲げる金額から成るもの」に改め、「(利益又は剩余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「(利益又は剩余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。)」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

8 第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合に、これらの規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しない。

第六十六条の七中「第一条第一項第二号に掲げる法人で同法の施行地に同条第四項第一号に掲げる事業を有するもの」を「百四十二条第一号に掲げる外國法人」に、「当該法人に対する支払利息で当該事業に帰せられないものについては、各事業年度の所得に対する法人税は」を「当該外國法人に対して支払利息子について支払利息で当該事業に帰せられるものについては、各事業年度の所得に対する法人税は」に改め、「法人税を」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、当該利子のうち、当該外國法人の同法の施行地に有する支店その他政令で定める場所を通じて行なう事業に帰せられるものは、法人税をに改め、同条に次のただし書きを加える。

この限りではない。

第六十六条の八第一項中「この項」を「この条」に改め、「当該試験研究用資産につき」の下に「その取得価額から」を加え、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けた試験研究用資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の

第一項又は第十五条第一項を「第六十九条第一

の所得の金額の計算上損金の額に算入された

三〇

ただし、当該償還差益のうち、同法第百四

第六一七卷の第三項、「本草綱目二〇四

第六十六条の九第三項中「一名事業年度における

損金の額」を「各事業年度の法人税法第二条第一号ニ規定する損益額」、「第七条第一

十号之規定者為欠損金額」係「第九條第五款」第五十七條第一項「不敷足、同條第四項

事業年度における総損金が総益金をこえる

合のそのこえる損金の額と法人税法第九条第

第二章 第二号 事業年次報告書 第

第二条第二十号に規定する欠損金額と同法第十七條第一項に規定する次預金額一致せぬ

卷之三

第六十六条の十中「事業年度における総損金

総益金をとえる場合には、そのとえる損金の二つ、二は、法入益法第七条第三項一から三項

は「いわば法人税法第九条第五項」を「中業度の法人税法第二条第二十号に規定する次額

額については、同法第五十七条第一項】に改

卷之四

第六十七条の二第一項中「第十七条第一項第
二之四六、六、第二項三(イ)、同条第三

「第六十六條第一項」は改め
逐次のほうに改める。

第一項の規定の適用がある場合において、

法人税法第七十条第一項の規定の適用について

では、同項中「第六十六条第一項又は第二項
の規定に依る場合」に對する法規の免責が

〔各事業年度の所得に対する法人税の税率〕
であるのは「租税特別措置法第六十七条の一」

第一項(特定の医療法人の法人税率の特例)】

と、同法第七十二条第一項又は第七十四条第

一項の規定の適用については、同法第七十二

第三項第一号又は第七十四條第一項第二号

措置法第六十七条の二第一項（特定の医療法

人の法人税率の特例)及び前節第一款(税額控

除)」とする。

第六十八条の二本文中「第一条第一項第二号掲げる法人」を「第二条第四号に規定する外国法人」に改め、同条ただし書を次のように改め

第一類第五号

第十一号を削る

第九十条第三項中「同条第三項の督促又は」を
同条第三項の督促若しくはに、「ときについて
も」を「とき、又は第二十三条第二項（担保の目
的でされた仮登記と国税）の通知に係る差押え
につき訴えの提起があつたときにおいても」に
改める。

第一百七十二条の見出し中「及び換価」を削り、同条中「又は換価」を削る。

(国税通則法の一部改正)
第十条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十

号)の一部を次のように改正する。

得税法又は法人税法（昭和二十二年法律第二十一号）を「所得税法（昭和四十年法律第八号）

又は法人税法(昭和四十年法律第 号)に改め、「欠員金額等の下に「その年又は二年後

「預金簿」の「本年の金又は各の年
度以前において生じたもののうち」を加え、
「預りの計算」と「預りの額の計算」の二つ

「所得の計算」を「所得の金額の計算」に、「所得につき繰り戻して控除する」を「所得に係る還付

金の額の計算の基礎とする」に改め、同条第八号ただし書を削り、同条第八号を次のように改

八 法定納期限 国税に関する法律の規定による。

より国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に掲げる期限又

は日）をいう。この場合において、第三十
八条第二項（繰上請求）に規定する線上上げ

係る期限及び所得税法、法人税法若しくは
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の

規定による延納(以下「延納」という。)、第四百一十七条第一項(納税の猶予)に規定する納稅猶予

の猶予又は徵収若しくは滞納処分に関する
猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき

第三一五条第二項（期限後日旨等）に依る其間に当該日程を経て、期限に含まれないものとする。

第25条第2項(其後申告等による納付)の規定により納付すべき国税その国税の額をその国税に係る期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなす

して国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限口　國税に関する法律の規定により國税を納付すべき期限とされている日後に納稅の告知がされた國税（ハ又はニに掲げる國税に該當するものを除く。）当該期限ハ　國税に關する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徵收するものとされている賦課課稅方式による國税当該事実が生じた日二　附帶稅　その納付又は徵收の基因となる國稅を納付すべき期限（当該國稅がイからハまでに掲げる國稅に該當する場合には、それぞれ當該國稅に係るイからハまでに掲げる期限又は日）第六条中「（以下「合併法人」という。）」を削る。

第十条第一項中「法律に定める」を「法律において日、月又は年をもつて定める」に改める。

第十五条第三項第一号を次のように改める。

一　所得稅法第二編第五章第一節（予定納稅）（同法第百六十六條（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得稅（以下「予定納稅に係る所得稅」という。）を削る。

第十五条第三項第二号中「（所得稅法第四十一一条第二項（代位納付）の規定により納付すべき所得税を含む。）」を削る。

第十八条第一項中「所得稅法に規定する損失申告書」を「所得稅法第百二十三条第一項（確定損失申告）（これらの規定を同法第百六十六條（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書」に、「法定申告期限内」を「提出期限後」に改める。

その管轄区域内の地域を所轄する税務署長が、
らその還付すべき還付金等について還付の引
継ぎを受けることができる。

第五十七条第一項中「前条」の下に「第一項」を
加える。

第五十八条第一項中「以下第六十条第二項
(延滞税の額の計算)において同じ。」を削り、
同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号と
し、同条第三項中「二以上の納期又は」を削る。
第六十条第一項第一号中「国税を」の下に「そ
の」を加え、同項第四号中「所得税法第三章(予
定納税及び予定申告)の規定による」とび「又は
予定申告」を削り、「所得税を」の下に「その」を
加え、同項第五号中「所得税法第四十一条第三
項(代位納付)の規定により納付すべき所得税を
含む。以下次条第二項において同じ。」を削る。

第六十三条の見出し中「猶予」を「猶予等」に改
め、同条第一項中「納税の猶予又は」を「納税の
猶予(以下この項において「災害等による納稅の
猶予」という。)若しくは」に改め、「停止をした
場合」の下に「又は第四十六條第二項第三号、第
四号若しくは第五号(同項第三号又は第四号に
該当する事実に類する事実に係る部分に限る。)
の規定による納稅の猶予(以下この条において
「事業の廃止等による納稅の猶予」という。)若しく
は同法第一百五十一條第一項(換価の猶予)の規
定による換価の猶予をした場合」を加え、「延滞
税のうちその猶予又は停止」を「延滞税のうち、
それぞれ、その災害等による納稅の猶予若しくは
は当該執行の停止」に、「金額は」を「金額に相当
する金額又はその事業の廃止等による納稅の猶
予若しくは当該換価の猶予をした期間(当該國
税に係る督促状を発した日から起算して十日を
経過した日後の期間に限る。)に對応する部
分の金額の二分の一に相当する金額は」に改め、
「(納稅の猶予の取消し)の下に「同法第一百五十一
條(換価の猶予の取消し等)において準用する

条第二項第三号、第四号若しくは第五号（同項）

第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。) (事業の廃止等による納税の猶予)の規定)を「事業の廃止等」に改め、「(換面の猶予)を剥り、「延滞税引受け」と「正當税引受け」

定める期間

第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。)「事業の廃止等による納稅の猶予」の規定を「事業の廃止等」に改め、「(換価の猶予)」を削り、「延滞税につき」を「延滞税(第一項の規定による免除に係る部分を除く。以下この項において同じ。)につき」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国税局長、税務署長又は税關長は、次の各号の一に該当する場合に、当該各号に規定

4

号の一に該当する場合には、当該各号に規定する国税に係る延滞税（前三項の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

る有価証券の取立て及び国税の納付の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立て

請客をうけた金額が、請求不徴証券の取扱
てをすべき日後に当該国税の納付をした場
合（同日後にその納付があつたことにつき

納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。) 同日の翌日からその納付があつた日までの期間

二 納稅貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四百四十五号）第六条第一項（組稅納付の委託）

の規定による国税の納付の委託を受けた同法第二条第二項(定義)に規定する指定金融機関

機関（國稅の收納をすることができるもの
を除く。）がその委託を受けた日後に当該國
稅の納付をした場合（同日後にその納付が
あつたことにつき納稅者の責めに帰すべき
事由がある場合を除く。）同日の翌日からそ
の納付があつた日までの期間

る災害により、国税を納付することができない事由が生じた場合 その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後七日を経過した日までの期間 四 前各号の一に該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合 政令で

一部改正

第十一條 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

第一条中「所得稅法（昭和二十一年法律第二十七号）、法人稅法（昭和二十一年法律第二十八号）」を「所得稅法（昭和四十一年法律第十四条　日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得稅法等の廢止特法人稅法（昭和四十一年法律第号）」に改める。

例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得稅法(昭和二十二年法律第二十
七号)」を「所得稅法(昭和四十年法律第
号)」

第十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の二重
課税の問題又は税金の支拂い等の事項に關する。

譲りの回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百九十四号）の一部を次のよろこ

第一條中「所得稅法（昭和二十二年法律第二十
改正する。

七号)」を「所得税法(昭和四十年法律第
二号)」に改める。

第二条第一項中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又は法人」を「第二条第一項

第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外國法人」に、「第十七条、第十八条又は

第四十一条を**第二百七十三条**、**第二百七十九条**又は
第二百十三条规定に改める。

第一 不多 所得は対象とされ、課税の問題である。二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例

等に關する法律(昭和三十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「所得稅法(昭和二十二年法律第二十
七号)及び法人稅法(昭和二十二年法律第二十八
号)を「所得稅法(昭和四十一年法律第
二号)」と

第二条の見出しを「(使用料、配当、利子等に
改める。

に対する所得税の税率の特例)」に改め、同条第一項中「第一条第二項又は第六項の規定に該当す

る個人又は法人」を「第二条第一項第五号に規定

する非居住者又は同項第七号に規定する外国人に、「法人である者所得税法」を「法人であるもの」(同法)に改め、「条約第六条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「使用料」の下に「若しくは所得」を加え、「第十七条、第十八条第二項又は第四十一条」を「第一百七十条、第一百七十九条又は二百十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十七条 所得に対する税制に関する「重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク三国による合意」(平成二年一月三日発行)の特

外王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百五十
二号）一部（次）二二二又二二三。

二号)の一節を次のよう改正する。

「七号」及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第一号）」に改められた。

改める
第二条の見出しを「(使用料、配当、利子等に

【所徴税の税率の特例】に改め
同条第一項中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又は法人」第二項第一項第五号に記述

る個人又は法人^並第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法^並二、「所得免去の重行地」^並二、「同上」^並二

人」は、「所得稅法の施行地」を「同法の施行地」に改め、「條約第六条第一項」の下に「若しくは第十四項」、「適用料」の下に「告」を行はず。

第四項を「使用料」の下に「若しくは所得」を加え、「第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」「第百二十二条、第

百七十九条又は第二百十三條第一項」に改め、同項第二項を削る。

同条第二項を削る。

回避及び脱税の防止のための日本国とノルウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等二項」の法律（昭和三一年三月三日法律第百五十一号）

例等に関する法律（昭和三十四年法律第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「所得稅法」(昭和二十二年法律第三十
七號)及び法人稅法(昭和二十二年法律第二十八

第二条の見出しを「(使用料、配当、利子等に
号)」を「所得稅法(昭和四十年法律第
号)」に
改める。

項中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又は法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国人法人に、「所得税法の施行地」を「同法の施行地」に改め、「条約第六条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「使用料」の下に「若しくは所得」を加え、「第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第一百七十九条又は第三百十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十九条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び保税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)」を「所得税法(昭和四十年法律第 号)」に改める。

第二条中「第一条第六項の規定に該当する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財團を含む)」を「第二条第一項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社团等を含む)」に、「第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第一百十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条ただし書きを削る。

第二十条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び保税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)」を「所得税法(昭和四十年法律第 号)」及び法人税法(昭和四十年法律第 号)に改める。

第二条の見出し中「配当所得に対する」を「配当に対する源泉徴収に係る」に改め、同条中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又

は法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財團を含む。）を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国人法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）」に改め、「シンガポールの居住者であるもの」の下に「（以下「シンガポールの居住者」という。）」を加え、「第十七条、第十八條第二項又は第四十一条第二項若しくは第二百七十九条又は第二百七十条、第百七十九条又は第三百一項」を「第百七十条、第百七十九条又は第三百一項」に改め、「（同法第六条第一項後段の規定に該当する法人が支払を受ける同項後段の配当に對する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十）」を削り、同条ただし書を次のように改める。

つき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額は相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

第二十一条 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本國とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)」を「所得税法(昭和四十年法律第一号)及び法人税法(昭和四十年法律第一号)」に改め

第二十二条第一項の規定に該当する法人とみなされる人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財團を含む。）を「第二条第一項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）に、「第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第一百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条ただし書を削る。

第三条中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二项」を「第一百七十九条、第一百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第四条第一項中「所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得税法第一百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第一百四十一條第一号に掲げる外國法人に該当する」に改め

る。

第二十二条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグ

(罰則に関する経過規定)

第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による。

理由

所得税法及び法人税法の改正に伴い、租税特別措置法その他の関係法令の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十年三月十三日印刷

昭和四十年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局